

Title	リスボン条約(EU)の概要と評価： 「一層緊密化する連合」への回帰と課題
Sub Title	How the Treaty of Lisbon will change the EU : back to 'an ever closer union' with a new set of 'the rules of the game'
Author	庄司, 克宏(Shoji, Katsuhiko)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2008
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.10 (2008. 3) ,p.195- 272
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20080315-0195">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20080315-0195</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# リスボン条約(EU)の概要と評価

——「一層緊密化する連合」への回帰と課題——

庄 司 克 宏

1. はじめに
2. EU/ECからEUへ
3. EUの権能
4. 諸機関
5. 立法制度および手続
6. 政策の強化
7. 結語

## 1. はじめに

2007年12月13日、議長国ポルトガルの首都リスボンで27加盟国によりリスボン条約<sup>1)</sup> (Treaty of Lisbon amending the Treaty on European Union and the Treaty establishing the European Community<sup>2)</sup>)への署名がなされたことは、6年前の2001年12月15日に採択された「欧州連合の将来に関する宣言」(ラーケン宣言)から始まり、欧州諮問会議による草案<sup>3)</sup>をたたき台として作成された

---

1) 筆者はリスボン条約についてすでに一定の分析を行っている。拙稿「リスボン条約とEUの課題—「社会政策の赤字」の克服に向けて」、『世界』第776号、2008年、204-213頁参照。

2) [2007] OJ C 306/1.

3) 拙稿「欧州憲法条約草案の概要と評価」、『海外事情』第51巻10号、2003年、14-37頁参照。

欧州憲法条約<sup>4)</sup>の署名後、その批准失敗を経て再開された条約改正プロセスがやっと一段落したことを意味する。

ラーケン宣言<sup>5)</sup>には、「市民は、明快、開放的、実効的で、民主的にコントロールされた共同体アプローチを求めている」こと、また、欧州連合(EU)は「一層民主的で、一層透明性があり、かつ、一層効率的になる必要がある」ことが述べられ、それらの課題に応えるため、各国政府だけでなく各国議会と欧州議会の代表を含む欧州諮問会議が招集されたのである。その会議を通じて、これまでで最も民主的に起草された欧州憲法条約草案は政府間会議で一定の修正を経て合意に達した後、2004年10月29日に署名され、各国の批准手続に付された。

しかし、翌年5月29日フランスの国民投票で批准が否決され、また、6月1日にはオランダでも国民投票で批准が拒否される結果となった<sup>6)</sup>。この事態を

---

4) とくに拙稿「2004年欧州憲法条約の概要と評価」『慶應法学』(法科大学院)第1号、2004年、1-61頁および拙稿「EUにおける立憲主義と欧州憲法条約の課題」、『国際政治』第142号、2005年、18-32頁を参照した。欧州憲法条約に関する文献については、この他に小窪千早「EUの機構改革と欧州憲法条約」、『国際問題』第563号、2007年、50-56頁、福田耕治編『欧州憲法条約とEU統合の行方』早稲田大学出版部、2006年、石井聡「EU憲法における「連合の目標」としての社会的市場経済」、『大原社会問題研究所雑誌』第577号、2006年、1-15頁、梅津實「欧州憲法とデモクラシー」、『同志社大学ワールド・ワイド・レビュー』第7巻1号、2005年、1-19頁、拙稿「欧州統合における非対称性問題と欧州憲法条約」、『ノモス』第17号、2005年、89-106頁、小林勝(監訳、解題)・村田雅威(訳)・細井雅夫(訳)『欧州憲法条約』御茶の水書房、2005年、中村民雄「欧州憲法条約一解説及び翻訳一」『衆憲資料』第56号、衆議院憲法調査会事務局、2004年 ([http://www.shugiin.go.jp/itdb\\_kenpou.nsf/html/kenpou/shukenshi056.pdf/\\$File/shukenshi056.pdf](http://www.shugiin.go.jp/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/shukenshi056.pdf/$File/shukenshi056.pdf)にて2008年2月7日入手)、などがある。

5) これについては、鷺江義勝「EUの将来に関するラーケン宣言—欧州の将来に関する諮問会議の設置—」、『同志社大学ワールド・ワイド・レビュー』第3巻2号、2002年、124-134頁参照。

6) これについては、たとえば渡邊啓貴「欧州憲法条約の批准を否決したフランスの国民投票」、『日本EU学会』第26号、2006年、130-157頁参照。

うけて、EUは2005年6月16、17日の欧州理事会で、批准を凍結して「熟慮の期間」を設けることとしたのである<sup>7)</sup>。

ようやく2007年3月25日、議長国ドイツの下でローマ条約50周年を記念するベルリン宣言において、「われわれは2009年の欧州議会選挙前に欧州連合を新たな共通の土台のうえに置くという目的において結束している」として、欧州憲法条約に代わる条約改正をめざすことが示唆された<sup>8)</sup>。

議長国ドイツは密室における二国間の交渉を重ねて改革条約マンデート案を作成してそれを2007年6月21、22日の欧州理事会に示し、妥協の末、23日未明に改革条約マンデート（the IGC 2007 Mandate）の合意が成立した<sup>9)</sup>。7月23日から議長国ポルトガルの下で政府間会議（IGC）が招集され、各国法律専門家が改革条約マンデートに基づき、欧州憲法条約を参照しながら条文の起草を行った。その作業は10月5日に終了した。それに基づいて、同月18、19日のリスボンにおける非公式欧州理事会で改革条約が合意され、12月13日にリスボン条約として署名に漕ぎ着けたのである。このようにして、ラーケン宣言で目標とされた公開の討論と透明性は放棄され、伝統的な外交的手法による条約改正が行われる結果となった。

リスボン条約は、欧州憲法条約という包括的で体系的な憲法典のような外観を捨て、伝統的な条約改正の手法を採用した。すなわち、形式上は現行の欧州連合（EU）条約と欧州共同体（EC）条約の枠組みを維持して<sup>10)</sup>、それに改正を加えるという建前をとった。また、EUがスーパー国家であるという誤った印象を与えないよう、「憲法」という語の使用がすべて放棄され、国家を連想

---

7) 「熟慮の期間」とそれ以降の経緯については、田中俊郎「欧州憲法条約の現状と今後の展望」、『海外事情』第55巻6号、2007年、2-13頁参照。

8) 拙著『欧州連合 統治の論理とゆくえ』岩波書店、2007年、6-9頁。

9) 拙稿「EU憲法の放棄と「改革条約」案－ブリュッセルの妥協」、『世界』第796号、2007年、25-28頁。

10) 欧州原子力共同体（Euratom）条約については、EU条約およびEC条約の改正に伴う修正が加えられるにとどまっている（欧州原子力共同体設立条約改正議定書）。

させるEU旗およびEU歌の規定などが削除され<sup>11)</sup>、さらに、EU外務大臣ポストの名称も現行の「共通外交・安全保障（CFSP）上級代表」に近い形に変更された。EU法が国内法に優越するという明文規定も削除された。他方、内容的には欧州憲法条約の主要規定はほとんど引き継がれた。その意味で憲法条約は生き残ったと言える。

以上の点をリスボン条約の規定に照らして条約改正の形式と内容をまとめると次のとおりになる。第1に、リスボン条約では、EU条約（TEU）の名称はそのまま維持されるが、EC条約は「EU機能条約」（TFEU）に改称される（図表1、2）。二条約はそれぞれ「条約」として存続し、「憲法」的性格を有しないとされる。欧州共同体（EC）という用語はすべて欧州連合（EU）に置き換えられる。なお、この改正に伴い、EU条約およびEU機能条約の条文番号に大幅な変更があるため、以下では新番号とともに括弧内に改正時の旧番号を併記する。

第2に、EUはEU条約およびEU機能条約に基づく。両条約は「同一の法的価値」を有する。EUはECに取って代わり、ECを承継する。EU機能条約はEUの機能を組織化し、EUの権能を行使する分野、範囲および取り決めを決定するものと位置付けられている（TEU第1[1]条3段、TFEU第1[1a]条）。

第3に、憲法条約の主要規定は実質的に維持されている。たとえば、任期二年半で再任可の欧州理事会常任議長、理事会の二重多数決制、EUとしての単一の法人格、EU外務・安全保障政策上級代表、コミッション構成員の定数削減、

---

11) ベルギー、ブルガリア、ドイツ、ギリシャ、スペイン、イタリア、キプロス、リトアニア、ルクセンブルク、ハンガリー、マルタ、オーストリア、ポルトガル、ルーマニア、スロヴェニアおよびスロヴァキアの16カ国は、EU旗、EU歌、「多様性の中の結合」というモットー、EU通貨としてのユーロおよび5月9日のヨーロッパ・デイが、それらの国にとってEU内の人々の共同体意識およびEUへの忠誠を表すシンボルであり続けることを宣言している（16カ国による欧州連合のシンボルに関する宣言）。

共通外交・安全保障政策（CFSP）の強化（防衛政策面を含む）などが規定される。また、EUと加盟国間の権限関係の明確化、EU基本権憲章への法的拘束力の付与（ただし「外付け」、EU立法における理事会と欧州議会の通常立法手続（二重多数決制を含む共同決定手続）の適用範囲の拡張、司法内務分野をはじめとする政策分野の強化と範囲拡張などが、欧州憲法条約から引き継がれる。しかし、「イオニア・メカニズム」の強化、警察・刑事司法協力におけるオプトアウトなど重要な変更が加えられている箇所もいくつか存在する<sup>12)</sup>。

リスボン条約は2009年1月1日（それが不可能な場合は最後の署名国の批准書寄託の次の月の第1日）に効力を発生することとされている（リスボン条約第6条2項）。その効力発生要件については、加盟国数の急増にもかかわらず、また、欧州憲法条約批准のさいのフランスとオランダに加え<sup>13)</sup>、過去にはマーストリヒト条約批准のさいのデンマークおよびニース条約批准のさいのアイランドの各国民投票による否決という経験<sup>14)</sup>にもかかわらず、すべての加盟国における批准を要する旨の規定が維持された<sup>15)</sup>（リスボン条約第6条1項）。

---

12) Sebastian Kurpas, “The Treaty of Lisbon – How much ‘Constitution’ is left? An Overview of the Main Changes”, *CEPS Policy Briefs*, No. 148, December 2007 (available at [http://shop.ceps.eu/BookDetail.php?item\\_id=1568](http://shop.ceps.eu/BookDetail.php?item_id=1568), accessed 7 February 2008), pp. 1-9.

13) 渡邊啓貴「欧州憲法条約の批准を否決したフランスの国民投票—マーストリヒト条約批准のための国民投票との比較考察—」、『日本EU学会年報』第26号、2006年、130-157頁。

14) 吉武信彦「マーストリヒト条約とデンマーク—1992年6月2日の国民投票を中心として—」、『日本EC学会年報』第13号、1993年、49-71頁、児玉昌己「アイランド国民投票におけるニース条約の否決とEU政治—欧州連邦に向かう過渡期的EUにおける加盟国の『民意』と『欧州の公益』の問題—」、『同志社法学』前掲、266-340頁。

15) Sara Hagemann, “The EU Reform Treaty: easier signed than ratified?”, *EPC Policy Brief*, July 2007 (available at [http://www.epc.eu/TEWN/pdf/562373347\\_The%20EU%20Reform%20Treaty.pdf](http://www.epc.eu/TEWN/pdf/562373347_The%20EU%20Reform%20Treaty.pdf), accessed 7 February 2008), pp. 1-9.

今後の条約改正の場合の批准についても同様である。ただし、改正条約の署名から2年後に加盟国の5分の4が批准を終えたが、残りの加盟国が批准作業に困難をきたしている場合、その問題は欧州理事会に付託される（TEU第48[48]条4、5項）。

本稿の目的は、以上のような特徴を有するリスボン条約について、とくに機構改革に焦点を当てて概観し、簡素化、効率化、分権化および民主化という視点から評価を加えるとともに<sup>16)</sup>、今後EUはいかなる「ゲームのルール」の下に運営されることになるのか考察し、最後にリスボン条約後の欧州統合の行方について展望することである。

## 2. EU/ECからEUへ

### (1) 三本柱構造の廃止

1992年2月7日に署名され、93年11月1日に発効したマーストリヒト条約は、超国家的な性格を有するEC条約とは異質でありながら、ECと共通の制度的枠組を有するEUを創設した。その特徴は、ECに加えて政府間主義的な共通外交・安全保障政策（CFSP）および司法・内務協力（97年10月3日署名、99年5月1日発効のアムステルダム条約により警察・刑事司法協力に変更）から成る三本柱構造（諸機関の共通化の一方で、EC、CFSPおよび警察・刑事司法協力（PJCC）の間に法的性格や手続等において区別）にある<sup>17)</sup>。これは、EU/ECの構造を複雑なものとし、一般市民にとってEU/ECをいよいよわかりにくいものとした<sup>18)</sup>（図表3）。

---

16) リスボン条約は欧州憲法条約の規定を基礎にしているため、本稿の執筆に当たり、前掲拙稿「2004年欧州憲法条約の概要と評価」を参照し、両条約で規定に変更がない部分についてはそれに依拠している。

17) 現行の三本柱構造については、拙稿「アムステルダム条約におけるEUの法的構造—『3本柱』構造の変容」、石川明・櫻井雅夫編『EUの法的課題』1999年、慶應義塾大学出版会所収、43-77頁参照。

18) 前掲拙稿「2004年欧州憲法条約の概要と評価」、4頁。

リスボン条約により、三本柱構造およびEUとECの区別は廃止され、EUとして一本化される。しかし、これは「政府間主義」が廃止されて、すべての事項が「共同体化」されることにより超国家的な性格を帯びようになるわけではない。とくにCFSPとの関係で、EUは事実上の二本柱構造となっている（図表3）。

なぜならば、CFSPはリスボン条約後も政府間協力の枠組として存続することが執拗なまでに繰り返し強調されている。すなわち、(イ)国家安全保障は各加盟国のみに属する権限としてとどまることが明文で示されている（TEU第4[3a]条2項）。(ロ)改正されるEU条約の第V編は「連合の対外的行動に関する一般規定並びに共通外交及び安全保障政策に関する特別規定」とされ、EU機能条約に詳細が規定されるその他の対外関係と区別されている（図表1、2）。(ハ)CFSPは特別の規則と手続に服するとされる。たとえば、欧州理事会と理事会により原則として全会一致により策定、履行される。EU外務・安全保障上級代表と加盟国により実施される。EUの他の分野で行われる立法措置の採択は排除される。欧州議会、コミッションおよびEU司法裁判所の役割は限定的である（TEU第24[11]条1項）。

以上に加えて、(ニ)EU外務・安全保障上級代表職の創設および対外行動機関（an External Action Service）の設置を含むCFSP関連規定は、外交政策の立案と実行および第三国や国際機構における国家代表に対する加盟国の現行の責任に影響を及ぼすものではないこと、また、共通安全保障・防衛政策（CSDP）関連規定についても加盟国の安全保障・防衛政策の固有の性格を損なうものではないことが確認されている。さらに、CFSP関連規定が外交政策の立案と実行、各国外交機関、第三国との関係、国連安全保障理事会における加盟国の議席を含む国際機構への参加に関する各加盟国の既存の法的基礎、責任および権限に影響を及ぼすものではないこと、また、CFSP関連規定がコミッションに新たな政策決定発議権を与えたり、欧州議会の役割を増大させたりするものではないことが確認されている（共通外交及び安全保障政策に関する宣言）。

なお、PJCCはほぼ「共同体化」されたが、政府間協力の残滓も見られ



る。すなわち、(イ)PJCCを含む「自由・安全・司法領域」(an area of freedom, security and justice)は加盟国の異なる法制度と伝統を尊重することとされている(TFEU第67[61]条1項)。(ロ)「第IV編 自由、安全及び司法領域」は公の秩序の維持および国内安全保障の確保に関して加盟国に係る責任の遂行に影響を及ぼすものではないとされている(TFEU第72[61E]条)(ハ)加盟国は相互の間に自らの責任において、国家安全保障を所掌する行政機関の間で適切とみなされる形態の協力および調整を自由に組織化することができる(TFEU第73[61F]条)。(ニ)PJCCについては、コミッションの提案だけでなく、加盟国数の4分の1による発議も可能である(TFEU第76[61I]条)。

## (2) 単一の法人格

現行条約ではECと異なりEUには明示的に法人格は付与されていないが、それにもかかわらずEUは国際法人格および条約締結権を有するというのが筆者の立場である<sup>19)</sup>。しかし、リスボン条約により、ECとしての法人格を吸収合併する形でEUに法人格(国内法人格および国際法人格)が付与されている(TEU第47[46A]条)。その結果、EU/ECの区別なく、EUとして第三国および国際機構と条約を締結することが可能となる。

EUとして条約を締結することができるのは、第1にその旨の明文規定がある場合である。その例として、共通通商政策(TFEU第207[188C]条)、開発協力(第209[188E]条2項)、人道援助(第213[188J]条4項)、連合協定(TFEU第217[188M]条)、第三国通貨とユーロのための為替相場制度に関する協定(第219[188O]条1項)、欧州人権条約加入(TEU第6[6]条2項)、近隣諸国政策(TEU第8[7a]条2項)などがある。また、第2にEUの黙示的な対外的権能に

---

19) 拙稿「国際機構の国際法人格と欧州連合(EU)をめぐる論争」、横田洋三・山村恒雄編『現代国際法と国連・人権・裁判－波多野里望先生古希記念論文集－』国際書院、2003年所収、131-165頁。

関する判例法を踏襲して、条約の締結が、(イ)EUの立法措置に規定されている場合、(ロ)EUが対内的権能を行使できるようにするために必要とされる場合、または、(ハ)共通ルールに影響を及ぼすか、もしくは、その範囲を変更する場合（その限りにおいて）である（TFEU第3[2B]条2項）。

ただし、事実上の二本柱構造により条約締結手続は共通外交・安全保障政策（CFSP）とそれ以外で異なる。たとえば、通常はコミッションが条約の交渉開始を理事会に勧告するのに対し、主としてCFSPに関わる場合にはEU外務・安全保障上級代表がそれを行う。また、条約締結手続も通常は欧州議会が同意または諮問の形で関与し、理事会の特定多数決が原則であるが、CFSPについては当てはまらない（TFEU第218[188N]条）。

なお、欧州原子力共同体（Euratom）条約については、リスボン条約附属欧州原子力共同体設立条約改正議定書で必要最小限の改正が施されたにとどまる。その結果、法人格としてEUとは別個にEuratomが存在することになる。

### (3) 加盟、改正、脱退

#### ① 加盟手続

ヨーロッパに位置し、また、民主主義、人権、法の支配などEUの基本的価値（TEU第2[1a]条）を尊重し、それらを促進することにコミットしている国は、理事会に加盟申請を行うことができる。加盟申請は、欧州議会および国内議会に通告される。理事会は、コミッションと協議し、かつ、欧州議会の過半数による同意を得た後に、全会一致で決定を行う。その後、EU加盟国と加盟申請国との間で加盟条約が締結され、すべての締約国で批准されなければならない。なお、欧州理事会により合意される加盟条件が考慮されなければならない（TEU第49[49]条）。

#### ② 条約改正手続

条約改正手続には通常改正手続と簡易改正手続の2とおりが存在する。前者ではEUの権能の増減いずれも可能であるが、後者ではEUの権能を増大させることは許されない（TEU第48[48]条1、2、6項、権能の画定に関する宣言）。

通常改正手続は、コンセンサスで勧告を行う諮問会議（国内議会、加盟国政府首脳、欧州議会およびコミッションの各代表で構成される）、および、「共通の合意」（common accord）により決定を行う政府間会議の開催（改正の幅によっては後者のみ）を伴う（TEU第48[48]条2－5項）。

簡易改正手続は2種類存在する。第1に、EUの政策および対内的行動に関するEU機能条約第三部の規定の改正に適用され、諮問会議および政府間会議の開催を伴わない。欧州理事会の全会一致による決定で足りるが、すべての加盟国における批准を要する点では変わらない（TEU第48[48]条6項）。第2に、「架け橋」（passerelle）条項として、EU機能条約およびEU条約第V編（EUの対外的行動に関する一般規定と軍事・防衛分野を除くCFSPに関する特別規定）における理事会の全会一致事項と特別立法手続事項は、欧州理事会の全会一致、欧州議会の構成員過半数による同意およびすべての国内議会の同意により、特定多数決および通常立法手続へ移行させることができる（TEU第48[48]条7項）。

### ③ 自発的脱退

加盟国の自発的脱退に関する規定が新たに置かれた<sup>20)</sup>。この場合、脱退希望国は欧州理事会にその旨の通告を行った後、EUと交渉を行い、脱退の取り決めに関する協定を締結する。EU側は、理事会が欧州議会の同意を得た後特定多数決で締結を行う。脱退協定の効力発生日より、または、効力発生がない場合は脱退希望の通告から2年後に、EU条約およびEU機能条約は当該国について適用が停止される。脱退国が再加盟を望む場合は、あらためて加盟手続（TEU第49[49]条）が適用される（TEU第50[49A]条）。

---

20) これに関連して、中西優美子「欧州憲法条約における脱退条項」、『国際法外交雑誌』第103巻4号、2005年、33-60頁参照。

### 3. EUの権能

#### (1) EUと国家

EUと加盟国間の権限関係の問題は、現行のECの権限の範囲についての明確な限界設定がEC条約に欠けているため、EU司法裁判所と国内裁判所の間で、誰がECと加盟国間の権限の配分を決定すべきかという問題、換言すれば、「権限権限」(Kompetenz-Kompetenz) すなわち「自分自身の管轄権の範囲に関して拘束力を有する裁定を下す管轄権」をめぐる問題として争われてきた<sup>21)</sup>。とくに、EUはいわゆる黙示的権限の法理およびEC条約第308条（EC条約により権限が付与されていなくともECの目的達成のために必要な場合にはECとして行動できることを定める）により、補完性原則（EC条約第5条）に基づき正当化される限度を超えて権限を拡大し、加盟国の主権を侵害しているという批判を受けてきた<sup>22)</sup>。

このような黙示的権限の法理およびEC条約第308条による際限のない（と思われる）権限拡大への歯止めとして、EUと加盟国間の権限関係が明確化され、また、国内議会が補完性原則に基づいてEUの行動を監視することが制度化された<sup>23)</sup>。補完性原則とは、EUの排他的権限にあたらぬ分野において、

---

21) Trevor C. Hartley, *Constitutional Problems of the European Union*, Hart Publishing, Oxford, 1999, pp. 152-159.

22) Report of the Select Committee on the European Union of the House of Lords presented by Lord Tomlinson and Lord Maclennan, "Contribution to the Work of the Convention" CONV 598/03, CONTRIB 267, Brussels, 6 March 2003 (available at <http://register.consilium.eu.int/pdf/en/03/cv00/cv00598en03.pdf>, accessed 2 February 2008), p. 25.

23) ECにおける権限配分と補完性原則については、拙著『EU法 基礎篇』岩波書店、2003年、19-22頁参照。また、ECへの権限委譲と補完性原則の問題に関する詳細な検討については、須網隆夫「EUの発展と法的性格の変容—『ECへの権限移譲』と『補完性の原則』—」、『聖学院大学総合研究所紀要』第26号（2002年）、2003年、159-224頁がある。

意図されている行動の目的が中央・地方レベルを問わず加盟国によっては十分に達成できないが、提案されている行動の規模または効果の点でEUレベルにおける方がより良く達成できる場合に限ってEUが行動することをいう<sup>24)</sup>。また、比例性原則に基づき、EUの行動の内容と形式はEU条約およびEU機能条約の目的を達成するために必要な限度を越えてはならない（TEU第5[3b]条3、4項）。

## (2) EUの権能の類型化

リスボン条約は、EUと加盟国の権限関係の明確化について、厳格な権能（competence; compétence）のカタログではなく類型化という方式を採用している。これは、加盟国の共有財産としてのEUの発展を阻害することのないよう柔軟性を残すためである<sup>25)</sup>。

### ① 加盟国の権能

EU条約では、まず、加盟国は共有する諸目的を達成するためEUに権能を付与すること（TEU第1[1]条1段）、および、「付与権限」の原則（the principle of conferral; le principe d'attribution）に基づき（TEU第5[3b]条1項）、EUに付与されていない権能は加盟国にとどまることが明文化されている（TEU第4[3a]条1項、第5[3b]条2項）。

これに関連して、EUは加盟国の政治制度・憲法体制（地方自治体を含む加盟国の政治的および憲法上の基本構造に固有の国民的一体性）および防衛・警察機能（領土保全および治安維持を含む本質的な国家機能）を尊重しなければならないこと、また、とくに国家安全保障は各加盟国のみに属する責任としてとどまることが規定されている（TEU第4[3a]条2項）。

---

24) 補完性原則については、例えば遠藤乾「ポスト主権の政治思想—ヨーロッパ連合における補完性原理の可能性—」、『思想』第945号、2003年、207-228頁参照。

25) 前掲拙稿「2004年欧州憲法条約の概要と評価」、27頁。

さらに、運輸、エネルギー、電話電信などの「一般的経済利益を有するサービス」(services of general economic interest)<sup>26)</sup> に関わる問題については国家が中心的役割を担うこと、また、国家は義務教育、社会的保護、安全保障、治安などの「一般的利益を有する非経済的サービス」(non-economic services of general interest)<sup>27)</sup> を提供する権限を維持することが明文化されている（TFEU第14[16]条、一般的利益を有するサービスに関する議定書）。

## ② EUの権能の種類

EUの権能の種類として、「排他的権能」、「共有権能」、「支援・調整・補充的行動」（以下「補充的行動」）等が示されている（TFEU第2〔2A〕条）。

第1に「排他的権能」においては、EUのみが法的拘束力を有する立法措置（規則、指令または決定）を採択することができる。加盟国は、EUから授権がある場合またはEU法を実施する場合に限り立法を行うことができる（TFEU第2〔2A〕条1項）。

第2に「共有権能」においては、EUも加盟国も共に法的拘束力を有する立法措置を採択することができる。加盟国は、EUが権能を行使していない範囲で自らの権能を行使する。すなわち、「共有権能」分野では、EUが権能を行使した範囲で加盟国は自らの権能を行使できなくなる。なお、「共有権能」に当たる一定分野でEUが行動を取る場合、その権能の行使の範囲はEUの当該行為により規律される要素のみを含み、当該分野全体にわたるものではないとされている（共有権能の行使に関する議定書）。

他方、加盟国は、EUが権能を行使するのを止めることを決定した範囲で再び権能を行使する（TFEU第2〔2A〕条2項）。そのような状況が生じるのは、

---

26) [http://europa.eu/scadplus/glossary/services\\_general\\_economic\\_interest\\_en.htm](http://europa.eu/scadplus/glossary/services_general_economic_interest_en.htm)参照（2008年2月3日）。

27) [http://europa.eu/scadplus/glossary/general\\_interest\\_services\\_en.htm](http://europa.eu/scadplus/glossary/general_interest_services_en.htm)参照（2008年2月3日）。

EU関連機関がとくに補完性および比例性原則の常なる尊重を一層良く確保するために、EUの立法措置を廃止すると決定する場合である。理事会はその構成員の発議により、コミッションに立法措置を廃止する提案を提出するよう要請することができる（権能の画定に関する宣言）。

第3に「補充的行動」の分野は基本的に加盟国の権能であるが、EUも一定範囲で加盟国の行動を支援、調整または補充することができる。この分野において、法的拘束力を有するEUの措置を採択することは可能であるが、各国法令の調和措置は排除される（TFEU第2〔2A〕条5項）。

これらに加えて、立法措置が採択されない分野として、EUによる加盟国の経済政策および雇用政策の調整、また、共通外交・安全保障政策（CFSP）の策定および実施が規定されている（TFEU第2〔2A〕条5項3、4項）。

EUによる行動が条約の目的を達成するために必要であるが、そのための権限を規定していない場合にEUによる行動を可能とする条項（TFEU第352〔308〕条、欧州憲法条約では「柔軟性」条項と呼称）において、国内法の調和が排除されている分野に調和措置を導入することができないこと、および、CFSPには使用できないことが明文化されている。また、欧州議会の同意および理事会の全会一致による決定、また、コミッションによる国内議会への注意喚起の点で、手続的に若干厳格化された。

### ③ 排他的権能

「排他的権能」の分野は限定列挙されている。すなわち、関税同盟、域内市場の機能に必要な競争規則の制定、ユーロ圏における金融政策、共通漁業政策に基づく海洋生物資源の保護、共通通商政策である（TFEU第3〔2B〕条1項）。なお、排他的権能としての共通通商政策の範囲が、サービス貿易、知的財産権の通商的側面、対外投資に拡張されている（TFEU第207〔188C〕条1項）。また、一定の国際協定の締結もEUの「排他的権能」に含まれる。すなわち、すでに述べたとおり、国際協定（条約）の締結が、（イ）EUの立法措置に規定されている場合、（ロ）EUが対内的権能を行使できるようにするために必要とされる場合、または、（ハ）国際協定の締結が共通ルールに影響を及ぼすか、もしくは、

その範囲を変更する限りにおいて、である<sup>28)</sup>（TFEU第3[2B]条2項）。

#### ④ 共有権能

「共有権能」は「排他的権能」および「補充的行動」に含まれない立法措置の場合であり（TFEU第4[2C]条1項）、その主要分野が例示されている。すなわち、域内市場、EU機能条約に定められている側面のための社会政策、経済的・社会的・領域的結束（格差是正）、農漁業（海洋生物資源の保護を除く）、環境、消費者保護、運輸、欧州横断ネットワーク、エネルギー、自由・安全・司法領域、EU機能条約に定められている側面のための公衆衛生事項における安全に対する共通関心事項である（TFEU第4[2C]条2項）。

なお、研究・技術開発・宇宙および開発協力・人道援助も「共有権能」に含まれるが、これらの分野におけるEUの権限行使は加盟国の権限行使を妨げない（TFEU第4[2C]条3、4項）。

また、EU機能条約第156[140]条にある社会政策は本質的に加盟国の権能に当たること、EUの措置は補充的性格のものであって、各国制度の調和を行うものではないことが示される一方、EUに社会事項を含む権能を付与する条約規定を損なうものではないことが示されている（欧州連合機能条約第156[140]条に関する宣言）。

#### ⑤ 補充的行動

「補充的行動」の分野は限定列挙されている。すなわち、人間の健康の保護および改善、産業、文化、観光、教育・職業訓練・青少年・スポーツ、災害防止・救助（civil protection）、行政協力である（TFEU第6[2E]条）。以上の権能の類型とその分野については、**図表4**を参照されたい。

28) 拙著『EU法 政策編』岩波書店、2003年、151、152頁。これは、EU司法裁判所の判例法（Case 22/70 *Commission v. Council (AETR)* [1971] ECR 263; Opinion 1/76 *Draft Agreement establishing a European laying-up fund for inland waterway vessels* [1977] ECR 741; Opinion 1/94 *Competence of the Community to conclude international agreements concerning services and the protection of intellectual property* [1994] ECR I-5267）に由来する。



EUが「補加的行動」を行う一手段としての「裁量的政策調整」(the open method of coordination)<sup>29)</sup>については明文で規定されなかったが、その趣旨の規定が雇用、社会政策、公衆衛生、研究・技術開発・宇宙、産業の各規定に置かれている（TFEU第149[129]条、第153[137]条2項(a)、第156[140]条2段、第160[144]条、第68[152]条2項、第173[157]条2項）。

### (3) 国内議会の関与

リスボン条約により、各国議会はEU事項に関与する権限を大幅に強化される。まず、国内議会としてEUが良好に機能することに積極的に貢献できる点について、次の6項目が示されている（TEU第12[8C]条）。

（イ）「欧州連合における国内議会の役割に関する議定書」（以下、国内議会議定書）に従って、EU諸機関から情報を提供され、また、EUの立法草案の提出をうけることである。

（ロ）「補完性及び比例制原則の適用に関する議定書」（以下、補完性議定書）に規定される手続きに従って、補完性原則が尊重されるよう確保することである。この点については後述する。

（ハ）自由・安全・司法領域におけるEUの政策実施に関する評価メカニズムに参加すること、および、ユーロポールの政治的監視とユーロジャストの活動評価に関与することである（TFEU第70[61C]条、第88[69G]条2項、第85[69D]条1項）。

（ニ）EU条約第48[48]条に従って、条約改正手続に参加することである。EU機能条約またはEU条約第V編（軍事的意味合いを持つ決定または防衛分野の決定を除く）に規定される全会一致事項の特定多数決への移行、また、EU機能条約に規定される理事会の特別立法手続の通常立法手続への移行には、欧州理事会の全会一致と欧州議会の構成員の過半数による同意を要することに加えて、

---

29) これについては、拙稿「EUにおける経済政策法制と裁量的政策調整（the Open Method of Coordination）」、『横浜国際経済法学』第12巻1号、2003年、73-80頁参照。

国内議会が拒否権を有する。すなわち、そのような移行に関する欧州理事会の発議について通知を受けてから6カ月以内に、国内議会の1つでも反対しないことが条件である（TEU第48[48]条7項）。

（ホ）EU条約第49[49]条に従って、EUへの加盟申請について通告を受けることである。

（ヘ）国内議会議定書に従って、各国議会と欧州議会の議会間協力に参加することである<sup>30</sup>）。

（ト）民事司法協力分野で、越境的意味合いを持つ家族法に関する措置を特別立法手続（欧州議会への諮問、理事会の全会一致）から通常立法手続へ移行する手続に参加することである。その旨のコミッション提案が各国議会に通告されなければならない。そのうえで、通告から6カ月以内に国内議会の1つでも反対しないことが移行への条件となる（TFEU第81[65]条）。

#### （4）EU基本権憲章

##### ① 基本権の尊重

EU条約の前文には新たに、「人間の不可侵かつ不可譲の権利、自由、平等及び法の支配という普遍的価値を発展させたヨーロッパの文化的、宗教的及び人文主義的遺産からインスピレーションを得て」EUを設立したことが謳われている。また、EU条約本文には「連合は、人間の尊厳の尊重、自由、民主主義、平等、法の支配並びに少数者に属する者の権利を含む人権の尊重という諸価値に依拠している。これらの諸価値は、多元主義、差別禁止、寛容、公正、連帯及び男女平等により特徴付けられる社会にあって加盟国に共通のものである」と規定されている（TEU第2[1a]条）。

---

30) ベルギーは、連邦議会の上下院だけでなく各共同体および地域の議会も、EUにより行使される権能の点で、国内議会制度の構成要素または国内議会の院として行動する旨明らかにしたいという宣言を行っている（ベルギー王国による国内議会に関する宣言）。

## ② 基本権憲章の再公布

EUはその権能に基づいて行動する際、市民の基本権を侵害する可能性がある。これまでEU司法裁判所は、欧州人権条約を指針とし、加盟国に共通の憲法的伝統から示唆を得て、EU法の一般原則とする判例法により基本権を保護してきた<sup>31)</sup>。リスボン条約により、EU条約ではその判例法が維持されるとともに（TEU第6〔6〕条3項）、第1にEU基本権憲章<sup>32)</sup>（the Charter of Fundamental Rights of the European Union（CFR）、2000年12月7日公布、2007年12月12日リスボン条約に合わせて修正のうえ再公布<sup>33)</sup>）にEU条約およびEU機能条約と「同じ法的価値」が付与される（TEU第6〔6〕条1項1段）。ただし、基本権憲章の規定はEUの権能を拡張するものではない（TEU第6〔6〕条1項2段<sup>34)</sup>。第2にEUとして欧州人権条約に加入すること<sup>35)</sup>が義務づけられている。

---

31) 欧州司法裁判所の判例法による基本権保護については、拙稿「欧州人権条約をめぐるEC裁判所の『ガイドライン』方式」、『日本EC学会年報』第5号、1985年、1-22頁、拙稿「ECにおける人権保護政策の展開」、『国際政治』（日本国際政治学会）第94号、1990年、66-80頁、拙稿「欧州共同体における基本権の保護—『人権共同宣言』の採択—」、石川明編『EC統合の法的側面』成文堂、1993年所収、201-229頁、拙稿「EC裁判所における基本権（人権）保護の展開」、『国際法外交雑誌』第92巻3号、1993年、33-63頁参照。

32) 拙稿「EU基本権憲章（草案）に関する序論的考察」、『横浜国際経済法学』第9巻2号、2000年、1-23頁。

33) Charter of Fundamental Rights of the European Union [2007] OJ, C 303/1.

34) 基本権憲章は、EUの権限を越えてEU法の適用分野を拡張するものではないこと、EUに新たな権限または任務を確立するものではないこと、また、条約に定められている権限および任務を修正するものではないことが確認されている（欧州連合基本権憲章に関する宣言第1号）。

35) EU法と欧州人権条約の関係については、拙稿「ECにおける基本権保護と欧州人権条約機構」、『法学研究』（慶應義塾大学）第60巻6号、1987年、42-70頁、拙稿「EU政府間会議と欧州人権条約加入問題」、『外交時報』第1333号、1996年、80-92頁、拙稿「欧州人権裁判所とEU法(1)(2)」、『横浜国際経済法学』第8巻3号、2000年、99-114頁、第9巻1号、2001年、49-65頁、拙稿「欧州人権裁判所の「同等の保護」理論とEU法」、『慶應法学』第6号、285-302頁参照。

る<sup>36)</sup>。なお、そのような加入はEUの権能に影響を与えるものではない（TEU第6[6]条2項）。

### ③ 実効的救済

EU司法裁判所との関係では次のような改正がなされている。基本権憲章に実効的救済の権利（the right to an effective remedy; droit à un recours effectif）（CFR第47条）が規定されていることに対応して、EU司法裁判所はEU条約およびEU機能条約の解釈および適用において法が遵守されることを確保する一方、加盟国にはEU法に含まれる分野における実効的な法的保護を確保するのに十分な救済を備える義務がある（TEU第19[9F]条1項）。

また、取消訴訟における自然人および法人の原告適格の要件緩和が実現され、「自己に直接的関係を有するが実施措置を伴わない規制行為」についても訴えを提起できることとなった<sup>37)</sup>（TFEU第263[230]条4項）。さらに、先決裁定手続においては、同手続の対象となる問題が「身柄拘束中の者」（a person in custody; une personne détenue）に関する場合、EU司法裁判所は遅延を最小限にしなければならない（TFEU第267[234]条4段）。

### ④ 基本権憲章の解釈・適用

基本権憲章の解釈・適用について注意を要する点は、たとえば次のとおりである。

---

36) その際、EUの固有の特徴が維持されるべきであること、また、EU司法裁判所と欧州人権裁判所の定期的な対話が強化されることが示されている（欧州連合条約第6[6]条2項に関する宣言）。

37) この背景については、Dominik Hanf, “Talking with the ‘pouvoir constituant’ in Times of Constitutional Reforms: The European Court of Justice on Private Applicants’ Access to Justice”, *Maastricht Journal of European and Comparative Law*, Vol. 10, No. 3, 2003, pp. 265-290 および中村民雄「取消訴訟における個人の原告適格」、『貿易と関税』第50巻10号、2002年、69-75頁参照。また、詳細な検討については、伊藤洋一「ヨーロッパ法における取消訴訟改革の動向—私人原告の訴えの利益要件について—」、『原田尚彦先生古希記念・法治国家と行政訴訟』有斐閣、2004年、169-195頁参照。

（イ）基本権憲章の各規定はその解釈および適用を規律する第7編（CFR第51-54条）に従って解釈されなければならない（TEU第6〔6〕条2項3段）。また、「説明文書」（Explanations relating to the Charter of Fundamental Rights）<sup>38）</sup>が基本権憲章に附属され、憲章規定を解釈する際の指針とされる（TEU第6〔6〕条2項3段、CFR第52条7項）。

（ロ）基本権憲章規定は、EUの諸機関・補助機関およびEU法を実施しているときの加盟国（地方自治体等も含む）に向けられている（CFR第51条1項）。そのような例としては、「規則」を適用する加盟国の行為<sup>39）</sup>や「指令」の国内実施措置<sup>40）</sup>などが挙げられる。なお、「説明文書」では、EU司法裁判所の判例法から、EUとの関係で定義される基本権は加盟国がEU法の範囲内で行動するときのみ加盟国を拘束するとしている<sup>41）</sup>。物・人・サービス・資本の自由移動を基盤とする域内市場においては、EU諸機関の行為もEU法を実施する国内機関の行為も存在しない場合にさえ、国内機関の行為がEU法の領域の範囲内でなされるときには基本権との適合性の見地からEU司法裁判所のコントロールを受ける場合がある<sup>42）</sup>。とくに、このような加盟国の措置が自由移動を制限するおそれがある場合、それはEU法の範囲内に当たるとされる<sup>43）</sup>。他方、基本権憲章は、EUの権限を越えてEU法の適用分野を拡張したり、EUに新たな権限を追加するものではない（CFR第51条2項）。

（ハ）欧州人権条約との関係については、基本権憲章の規定する権利が同条約と一致する限りにおいて、当該権利の意味および範囲は同条約に定められてい

---

38) Explanations relating to the Charter of Fundamental Rights [2007] OJ, C 303/17

39) Case 5/88 *Wachauf* [1989] ECR 2609, para. 19.

40) Cases C-20/00 and C-64/00 *Booker Aquaculture* [2003] ECR I-7411, para. 88.

41) Explanations relating to the Charter of Fundamental Rights, *op. cit.*, p. 32.

42) 前掲拙稿「EC裁判所における基本権（人権）保護の展開」、33、45-50頁。

43) 拙稿「EU域内市場における自由移動、基本権保護と加盟国の規制権限」、田中俊郎・小久保康之・鶴岡路人編『EUの国際政治』慶應義塾大学出版会、2007年所収、163、164頁。

るものと同一である。ただし、EU法が欧州人権条約よりも広範な保護を与えることを妨げるものではない（CFR第52条3項）。

（ニ）社会的・経済的権利は、「原則」（principles; des principes）を定めるものとされ、EU諸機関・補助機関の立法および執行行為ならびにEU法を実施しているときの加盟国の行為により実施されることができ、そのような行為の解釈および合法性に関する判断の際にのみ司法的に審理可能であるとされる（CFR第52条5項）。「説明文書」によれば、「原則」は、EU諸機関または加盟国当局による積極的行動を求める直接的な請求権を発生させるものではない。「原則」の例として、老人の権利（第25条）、障害者の権利（第26条）、環境保護（第37条）、また、「権利」と「原則」の両側面を含む例として、男女平等（第23条）、家庭および職業生活（第33条）、社会保障および社会扶助（第34条）が挙げられている。

（ホ）権利が制限される場合の根拠として、「連合により認められた一般的利益を有する目的」（CFR第52条1項）が明示されるとともに、基本権憲章により認められた権利はEU条約およびEU機能条約が定める条件および制限の下で行使されなければならないこと（第52条2項）が示されている<sup>44</sup>。

（ヘ）基本権憲章が加盟国に共通の憲法的伝統に由来するものと認めている基本権については、それらの伝統に調和した解釈が施されなければならない（CFR第52条4項）。

#### ⑤ イギリスおよびポーランドへの適用に関する議定書

イギリスとポーランドの法律および行政行為に関する基本権憲章の適用如何、また、両国における憲章の裁判規範性（justiciability）について明確化することを目的として、議定書が附属された（欧州連合基本権憲章のポーランド及び連合王国への適用に関する議定書）。

それによれば、第1に、基本権憲章はEU司法裁判所と両国の裁判所が両国

---

44) Steve Peers, "Taking Rights Away? Limitations and Derogations" in Steve Peers and Angela Ward (eds.), *The EU Charter of Fundamental Rights Politics Law and Policy*, Hart Publishing, Oxford and Portland Oregon, 2004, pp. 141-179.

の法令等について基本権違反と認定する権限を拡張するものではない（議定書第1条1項）。第2に、とくに基本権憲章第IV編に定める経済的・社会的権利は、両国が国内法で規定している場合を除いて両国で適用されうる司法判断可能（justiciable）な権利を創設するものではない（議定書第1条2項）。第3に、基本権憲章の規定が国内法および慣行に言及している範囲で、それに含まれる権利または原則は両国の法または慣行で承認されている限度においてのみ適用される<sup>45)</sup>（議定書第2条）。このようにして、イギリスとポーランドにおける基本権憲章の直接適用可能性が制限されている。

なお、ポーランドは「憲章は加盟国が人間の尊厳並びに人間の肉体的及び精神的な完全無欠性（integrity）の保護に加えて公共道徳、家族法の領域において立法を行う権利に何ら影響を及ぼすものではない」との宣言を行っている（欧州連合基本権憲章に関するポーランドによる宣言）。

#### 4. 諸機関

##### (1) 欧州理事会

###### ① 位置づけ・構成

欧州理事会は、理事会、欧州議会、コミッション（欧州委員会）、EU司法裁判所、欧州中央銀行および会計検査院とともにEUの常設機関として位置づけられている（TEU第13[9]条1項）。ただし、欧州理事会は独自の事務局を持たず、理事会事務総局の補佐を受ける（TFEU第235[201a]条4項）。欧州理事会の構成員は、加盟国首脳のほか、欧州理事会常任議長（the President of the European Council）およびコミッション委員長（the President of the European

---

45) それにもかかわらず、ポーランドは、「[「連帯」の社会運動の伝統並びに社会権及び労働権のための闘争に対する顕著な貢献に顧慮して、欧州連合法により確立され、また、特に欧州連合基本権憲章第IV編に再確認されている社会権及び労働権を十分に尊重する」旨宣言している（欧州連合基本権憲章のポーランド及び連合王国への適用に関する議定書に係るポーランド共和国による宣言）。

Commission) である (TEU第15[9B]条2項)。欧州理事会は原則として6カ月ごとに2回年4回開催される。

なお、現行では、加盟国首脳とコミッション委員長で構成され、コンセンサスにより政治的決定を行う欧州理事会の他に、同委員長を含まず加盟国首脳のみで構成され、法的拘束力を有する決定を特定多数決等で行う「首脳理事会」(the Council, meeting in the composition of the Heads of State or Government) が存在する<sup>46)</sup>。これは、リスボン条約により欧州理事会に一本化された。

## ② 任務

欧州理事会はEUの最高意思決定機関として、EUの発展に必要な原動力を与え、一般的な政治の方針および優先順位を定めるが、立法的機能は行使しない (TEU第15[9B]条1項)。欧州理事会は、(イ)重要な組織・人事上の決定を行う。すなわち、理事会 (総務理事会と外務理事会を除く) の構成 (configurations; des formations) および各理事会の議長 (外務理事会を除く) に関する決定 (TFEU第236[201b]条)、コミッション委員長候補者の決定 (TEU第9D条7項)、コミッション構成員の輪番制に関する決定 (TEU第17[9D]条5項、TFEU第244[211a]条)、EU外務・安全保障上級代表の任命 (TEU第18[9E]条1項)、欧州議会の構成に関する決定 (TEU第14[9A]条2項) などである。また、(ロ)共通外交・安全保障政策 (CFSP) に関する戦略的利益および目標の確定ならびに一般的指針・戦略的方針の決定を行う (TEU第22[10B]条1項、第13条1項)。さらに、(ハ)「自由・安全・司法領域」分野における立法上および実施上の計画のための戦略的指針を定める (TFEU第68[61A]条)。

## ③ 意思決定

EU条約およびEU機能条約に別段の定めある場合を除き、欧州理事会はコンセンサスにより決定を行う (TEU第15[9B]条4項)。欧州理事会の票決方法には、単純多数決、特定多数決および全会一致の3とおりがあがる (図表5)。欧

46) 前掲拙著『EU法 基礎篇』、27頁。



州理事会が票決を行う場合、常任議長およびコミッション委員長は投票に参加しない。また、欧州理事会の構成員は他の構成員のために代理投票を行うことができる。なお、全会一致による決定の場合、棄権は決定の採択を妨げない（TFEU第235[201a]条1項）。

#### ④ 常任議長制

欧州理事会の議長は現行では6カ月交替の輪番制がとられているが、リスボン条約による改正で任期2年半かつ再任可とされ、欧州理事会が特定多数決により選出する（TEU第15[9B]条5項）。なお、欧州理事会常任議長、コミッション委員長およびEU外務・安保上級代表の選任に当たっては、EUおよび加盟国の地理的・人口的多様性が尊重されるべきであることが示されている（欧州連合条約第15[9B]条5項及び6項、第17[9D]条6項及び7項並びに第18[9E]条に関する宣言）。

このようにして輪番制が廃止され、常任議長制が採用された。その結果、小国でも平等に議長職を担当する機会が保障されなくなった。また、常任議長は、国家の職務（a national office; un mandat national）を引き受けてはならない（TEU第15[9B]条6項）。そのため、現行のように現職の加盟国首脳が同時に務めることはできない。

欧州理事会常任議長は次のような任務を有する。（イ）欧州理事会の議事進行および作業の促進、（ロ）コミッション委員長と協力し、かつ、総務理事会の作業を基礎に、欧州理事会の作業の準備および継続性の確保、（ハ）欧州理事会内における結束とコンセンサスを容易にすべく努めること、（ニ）各会合の終了後、欧州議会へ報告を行うこと、（ホ）EU外務・安全保障上級代表の権限を害することなくCFSP事項における首脳レベルの対外的代表を務めることである（TEU第15[9B]条6項）。また、原則として6カ月ごとに2回（年4回）開催される定期欧州理事会、必要に応じて開催される臨時欧州理事会の招集（TEU第15[9B]条3項）および欧州憲法条約改正のための諮問会議の招集（TEU第48[48]条3項）も常任議長の役割である。

これまで6カ月交替の議長国制の下、1つの加盟国が欧州理事会、各構成の

理事会、常駐代表委員会などですべて議長を担当する仕組みに基づいて運営されてきた。その意味で集権的であり、指揮命令系統が明確であった。しかし、リスボン条約発効後は、欧州理事会常任議長、外務理事会議長かつ対外関係を総括するコミッション副委員長であるEU外務・安全保障上級代表（後述）、総務理事会をはじめとするその他の構成の理事会議長国および同国を含む3カ国による議長国団制（後述）、ユーロ・グループの議長国（後述）、ならびに、コミッション委員長（後述）の間で権限や主導権をめぐる争いが生じるおそれがある。とくに対外的代表をめぐる争いは、首脳レベルでEUを代表する常任議長（TEU第15[9B]条6項）、CFSPについてEUを代表するEU外務・安全保障上級代表（TEU第27[13a]条2項）、および、CFSP以外でEUを代表するコミッション（TEU第17[9D]条1項）の委員長の間で、権限争いが生じるおそれがある<sup>47)</sup>。以上の点については、**図表6**および**図表7**を参照されたい。

## (2) 理事会

### ① 総務理事会と外務理事会

現行の総務・対外関係理事会（the General Affairs and External Relations）は、総務理事会（the General Affairs Council）と外務理事会（the Foreign Affairs Council）に分離される。

これに伴い、総務理事会が総務機能、すなわち、様々な構成（configurations; des formations）の理事会の作業における整合性と継続性をコミッションと協力して多年度プログラムの枠内での確保するとともに、欧州理事会会合の準備とフォローアップを担う（TEU第16[9C]条6項、理事会議長職の行使に係る欧州理事会決定についての欧州連合条約第16[9C]条9項に関する宣言（理事会議長職の行使に係る欧州理事会決定草案第3条））。

---

47) *The Treaty of Lisbon: Implementing the Institutional Innovations*, Joint Study by CEPS, EGMONT and EPC, November 2007 (available at, [http://shop.ceps.eu/BookDetail.php?item\\_id=1554](http://shop.ceps.eu/BookDetail.php?item_id=1554), accessed 4 December 2007), pp. 45-52.

一方、外務理事会が欧州理事会により定められる戦略的指針に基づいてEUの対外政策を具体化し、EUの行動の整合性を確保する（TEU第16[9C]条6項）。その他の構成の理事会は、欧州理事会の決定として定められる（TFEU第236[201b]条（a））。立法機能は現行と同じく、様々な構成の理事会が適宜担うこととなる。

## ② 議長団制

欧州理事会と異なり、（外務理事会を除く）理事会の議長については「議長団制」（Team Presidency）が採用され、その中で6カ月交代の輪番制が維持される<sup>48)</sup>。すでに2007年1月1日付理事会決定により2020年までの議長国が決められている（図表8）。すなわち、EU内の多様性と地理的バランスを考慮して予め設定された3カ国が1年半議長団を構成し、3カ国のうち1カ国が6カ月交替ですべての構成の理事会の議長を務め、他の2カ国は共通プログラムに基づいて議長を補佐する（他の取り決めを定めることも可能である）（TEU第16[9C]条6項、理事会議長職の行使に係る欧州理事会決定についての欧州連合条約第16[9C]条9項に関する宣言（理事会議長職の行使に係る欧州理事会決定草案第1条））。実際にはすでに議長団制は導入され、「議長国トリオ」（Trio Presidency）<sup>49)</sup>という通称で実施されている<sup>50)</sup>。

---

48) Council Decision determining the order in which the office of President of the Council shall be held [2007] OJ L 1/11.

49) 2007年1月から2008年6月までの18カ月間について、ドイツ、ポルトガルおよびスロヴェニアの議長国トリオが18カ月プログラムを策定している。これについては、[http://www.eu2007.de/en/The\\_Council\\_Presidency/trio/index.html](http://www.eu2007.de/en/The_Council_Presidency/trio/index.html)参照。

50) 2006年9月の総務・対外関係理事会において、3期にわたる議長国が18カ月の活動計画を策定することが、理事会手続規則の改正として決定された。これについては、以下参照。Press Release, 2748th/2749th Council Meetings, General Affairs and External Relations, Brussels, 15 September 2006, 12255/06 (Presse 241), (available at [http://www.consilium.europa.eu/ueDocs/cms\\_Data/docs/pressData/en/gena/90993.pdf](http://www.consilium.europa.eu/ueDocs/cms_Data/docs/pressData/en/gena/90993.pdf), accessed 15 January 2008), p. 24.

議長国は、理事会事務局の補佐をうけて、理事会作業の組織化と円滑な運営を図る（TEU第16[9C]条9項、理事会議長職の行使に係る欧州理事会決定についての欧州連合条約第16[9C]条9項に関する宣言（理事会議長職の行使に係る欧州理事会決定草案第1、3条））。なお、3カ国が他の取り決めを定めることも可能である。ただし、外務理事会は、EU外務・安全保障上級代表がその任期である5年間議長を務める（TEU第18[9E]条3項）。また、ユーロ参加国のみで構成され、単一通貨に関して共有する特定の責任に関連する問題を討議する非公式会合としてのユーロ・グループ（the Euro Group）は、2年半任期の議長を選出する（TFEU第137[115B]条、ユーロ・グループに関する議定書）。

なお、理事会の下部機関である常駐代表委員会の議長は総務理事会の議長を担当する加盟国の代表、また、政治・安全保障委員会の議長はEU外務・安全保障上級代表の代表が務めるとともに、各準備部会の議長は（外務理事会を除き）当該理事会の議長を担当する議長団メンバーが務める（理事会議長職の行使に係る欧州理事会決定についての欧州連合条約第16[9C]条9項に関する宣言（理事会議長職の行使に係る欧州理事会決定草案第2条））。

### ③ 議事の公開

理事会は立法措置の草案について審議し投票を行う場合、公開の場で会合する（TEU第16[9C]条8項、TFEU第15[16A]条2項）。それは、メディアやインターネットを通じて報道されるため、各国の国民や議会は自国政府代表の発言および投票行動をチェックすることが可能となる。

なお、理事会の議事の公開は理事会手続規則に基づき<sup>51)</sup>すでになされてお

---

51) 理事会手続規則によれば、共同決定手続（EC条約第251条）による立法提案に関する理事会審議について、（イ）コミッションによる最も重要な立法提案の提示とそれに続く理事会での討議、および、（ロ）投票に至る最後の理事会審議、投票およびそれに関する説明、ならびに、（ハ）総務・対外関係理事会における年次政策討議が、視聴覚的手段で一般公開される（Article 8, Council Decision adopting the Council's Rules of Procedure [2004] OJ L 106/22）。

り、共同決定手続に従って採択される立法措置に関する理事会の審議は（投票およびその結果の説明を含め）すべて公開されている。また、他の立法手続により採択される立法措置については理事会の最初の審議が公開されるとともに、18カ月プログラムに関する総務・対外関係理事会の審議、コミッションの5カ年プログラムや年次作業プログラム等の提出およびそれに続く討議などについても公開されている<sup>52)</sup>。

#### ④ 特定多数決（QMV）における二重多数決制の採用

欧州理事会および理事会の特定多数決（QMV）による決定<sup>53)</sup>は、2014年10月31日まではニース条約による改正に基づく三重多数決制が維持される。2014年年11月1日から2017年3月31日までは経過期間であり、原則として国票と人口票から成る二重多数決制へと移行するが、理事会構成員は従来の三重多数決制による議決を要請することができる。完全に二重多数決制へ移行するのは2017年4月1日からとなる。その詳細については、以下のとおりである。また、**図表9**を参照されたい。

第1に、2014年10月31日までは、ニース条約（および加盟議定書）に基づく三重多数決制、すなわち、「国別持票345票中255票以上+加盟国の過半数<sup>54)</sup>+全人口の62%以上（任意）」による<sup>55)</sup>（経過規定に関する議定書第3条3、4項）。

---

52) *Information handbook of the Council of the European Union*, 2007 (available at [http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms\\_data/librairie/PDF/brochureConseil\\_EN.pdf](http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/librairie/PDF/brochureConseil_EN.pdf), accessed 7 February, 2008), p. 23, 24.

53) 詳細な分析については、Sara Hagemann and Julia De Clerck-Sachsse, “Old Rules, New Game Decision-Making in the Council of Ministers after the 2004 Enlargement”, *CEPS Special Reports*, March 2007 (available at [http://shop.ceps.eu/BookDetail.php?item\\_id=1470](http://shop.ceps.eu/BookDetail.php?item_id=1470), accessed 7 February, 2008), pp. 1-44参照。

54) コミッションの提案に基づかない議決の場合は、加盟国の3分の2以上を要する。

55) ニース条約における特定多数決に関する詳細な研究については、鷺江義勝「EUの理事会における加重票数及び特定多数決と人口に関する一考察」、『同志社法学』第282号、2002年、80-134頁がある。

なお、以上の三重多数決制では実際には国別持票のみでほとんど決まることが理論的に明らかになっている<sup>56)</sup>。

第2に、2014年11月1日から国票（各国1票）と人口票から成る二重多数決制が導入される（TEU第16[9C]条4項）。しかし、2017年3月31日までは理事会構成員の要請があれば上記三重多数決制により決定が行われる（経過規定に関する議定書第3条2項）。そのため、この期間は経過期間と言える。

第3に、2017年4月1日より完全に二重多数決制へと移行する。すなわち、「加盟国数の55%（ただし15カ国）以上<sup>57)</sup> + EU人口の65%以上」が導入される（TEU第16[9C]条4項）。国票では大国小国は平等であるが、人口票では大国が圧倒的に有利となる。ドイツをはじめとする大国3カ国でEU全人口の35%を超えるため、国票のブロッキング・マイノリティは4カ国以上に設定されている。

なお、すべての加盟国が投票に参加するわけではない「補強化協力」（後述）やオプトアウト（後述）等の場合には、「参加国数の55%以上<sup>58)</sup> + 参加国人口合計の65%以上」となり、かつ、ブロッキング・マイノリティは「参加国人口合計の35%超に当たる国数 + 1カ国」で構成される（TFEU第238[205]条3項(a)）。

---

56) 国別持票による約270万とおりの可決例のうち、加盟国数で敗れる場合が16とおりと、また、人口数で敗れる場合が7とおりにすぎない（Richard Baldwin and Mika Widgrén, “Winners and Losers under Various Dual-Majority Voting Rules for the EU’s Council of Ministers”, *CEPS Policy Brief*, No. 50, 2004, p. 19）。

57) コミッションまたはEU上級代表の提案によらない場合は、加盟国数の72%以上を必要とする（TFEU第238[205]条2項）。

58) コミッションまたはEU上級代表の提案によらない場合は、参加国数の72%以上を必要とする（TFEU第238[205]条3項(b)）。

⑤ イオニア・メカニズム

さらに、「イオニアの妥協」<sup>59)</sup>（理事会特定多数決における各国持票がニース条約で変更されたことに伴い、「イオニアの妥協」は廃止されている）に由来する「イオニア・メカニズム」が2段階で導入される。第1に、2014年11月1日から2017年3月31日までの間、ブロッキング・マイノリティを構成するのに必要な人口または国数の75%以上を意味する理事会構成員が存在し、二重多数決による議決に反対の意を表明する場合、理事会はその問題を審議しなければならない。その審議の間、理事会は合理的時間内に満足のいく解決策に達するよう、権限内のすべての手段を尽くさなければならない。そのために理事会議長はコミッションの支援を得ながら、より広範な基礎をもつ合意を促進するために必要な発議を行う。

第2に、2017年4月1日以降は、上記の数字75%が55%に下がる（欧州連合条約第16[9C]条4項及び欧州連合機能条約第238[205]条2項に関する宣言<sup>60)</sup>）。なお、イオニア・メカニズムの決定に関する議定書によれば、イオニア・メカニズムの変更や廃止のためには、事前に欧州理事会の審議に基づくコンセンサスが必要

---

59) イギリスの要求により合意された「イオニアの妥協」とは次のような内容であった。「合計23票〔筆者注-12カ国EUのときのブロッキング・マイノリティ成立票数〕から26票〔筆者注-15カ国EUの場合〕を形成する理事会構成員が、特定多数決により理事会が決定を採択することに反対する意図を示す場合、理事会は、合理的な時間内に、かつ、EC条約第189b条〔筆者注-EC条約第251条／TFEU第251条〕および第189c条〔筆者注-EC条約第252条／TFEU削除〕のような、諸条約および派生法により定められた義務的な時間制限を損なうことなく、少なくとも68票により採択されうる満足のいく解決策に達するよう、自己の権限内のすべてのことを行う。この期間の間、および、常に理事会手続規則を尊重しながら、議長はコミッションの支援を得て、理事会におけるより広範な合意の基礎を促進するために必要ないかなるイニシアティブをも引き受ける。理事会構成員は議長に支援を与える。」（Council Decision of 29 March 1994[1994]OJ C 105/1）なお、15カ国当時のQMV総票数は87票、決定成立票数62票であった。

60) 実際には、その旨の理事会決定がリスボン条約署名の日に採択され、同条約発効とともに効力を発生することとされている。当該宣言には、その決定の草案が示されている。

とされることになっている。

このようにして、二重多数決制による政策決定の促進効果の一方で、コンセンサスによる合意を確保する装置が備えられている。これまでの国別持票による特定多数決制では、ブロッキング・マイノリティを確保してそれを梃子に交渉を有利に進めるといった戦術が効果的であった。他方、二重多数決制では大国が中心となって人口票を固めることで直接決定を成立させるという作戦も有効かもしれない<sup>61)</sup>。しかし、イオニア・メカニズムおよびその発動要件の緩和は少数派に配慮したコンセンサスの形成を不可避とするかもしれない。

### (3) EU外務・安保上級代表

新たにEU外務・安保上級代表 (the High Representative of the Union for Foreign Affairs and Security Policy) ポストが設置される。欧州理事会がコミッション委員長との合意の下に特定多数決 (QMV) により任命する (TEU第18[9 E]条1項)。EU外務・安保上級代表 (以下、EU上級代表) とは簡単に言えば、現行のCFSP上級代表とコミッション対外関係担当委員を兼ねた地位を意味する。任期は5年である (TEU第17[9 D]条3、5、6項、第18[9 E]条4項)。

EU上級代表は、理事会事務総局およびコミッションの各関連部局の職員ならびに各国外務省からの出向者で構成される「欧州対外行動省」(a European External Action Service; un service européen pour l'action extérieure) の補佐を受ける (TEU第27[13a]条3項)。また、現行のコミッション代表部に代わって、EU上級代表が統括する「EU代表部」(Union delegations; les délégations de l'Union) が設置され、第三国や国際機構においてEUを代表する。また、EU上級代表の権限下でかつ加盟国の外交使節と緊密に協力して世界各地で活動する (TEU第32[16]、35[20]条、TFEU第221[188Q]条)。

---

61) Axel Moberg, "Is the double majority really double? The second round in the debate of the voting rules in the EU Constitutional Treaty", *Documento de Trabajo Working Paper*, Real Instituto Elcano, 30/5/2007 (available at [http://www.epin.org/pdf/Moberg\\_2007.pdf](http://www.epin.org/pdf/Moberg_2007.pdf), accessed 7 February 2008), p. 11.



EU上級代表の主な任務および権限は、第1に共通外交・安全保障政策（CFSP）（共通安全保障・防衛政策（CSDP）を含む。以下同じ）の指揮、第2に外務理事会の議長、および、第3にコミッション副委員長としてのEU対外関係の調整である（TEU第18[9E]条2-4項）。なお、現行のCFSP上級代表が兼務する理事会事務総長の職はEU上級代表の担当からはずされ、理事会により別途任命される（TFEU第240[207]第2項）。

具体的には以下のとおりである。これに関して、**図表6**および**図表7**も参照されたい。

（イ）CFSPの指揮を行う（TEU第18[9E]条2項）。また、欧州理事会および理事会が採択する決定の実施を確保する（TEU第27[13a]条1項）。さらに、欧州議会との協議および情報提供等を行う（TEU第36[21]条）。

（ロ）外務理事会の議長を務める（TEU第18[9E]条3項）。加盟国に加えてEU上級も、外務理事会に対してCFSPに関する提案を行うことができる。コミッションの支持を伴うEU上級代表からの提案も可能である（TEU第18[9E]条2項、第30[15a]条1項、第28条4項）。なお、EU上級代表がCFSPについて、また、コミッションがその他の分野の対外行動について提案する共同提案も可能である（TEU第22[10B]条2項）。経済制裁などの「制限的措置」（後述）や「連帯条項」（後述）の実施取り決めの場合は、コミッションとEU上級代表の共同提案によることが明示されている（TFEU第215[188K]条1項、第222[188R]条3項）。

（ハ）CFSPに関する事項についてEUを代表する。CFSP関連協定の交渉を担当し（TFEU第218[188N]条3項）、また、EUのために第三国と政治対話を行う。さらに、国際機構および国際会議においてEUの立場を表明するとともに、国際機構および国際会議における加盟国の行動の調整を行う（TEU第27[13a]条2項）。コミッションとともに国連、欧州審議会、欧州安全保障協力機構（OSCE）、経済協力開発機構（OECD）等との協力を行う（TFEU第220[188P]条）。EUが国連安全保障理事会の議題に関する立場を定めたとき、常任理事国たる加盟国（フランスおよびイギリス）はEU上級代表が国連安全保障理事会においてEUの立場を提示することができるよう要請しなければならない（TEU

第34[19]条2項)。

(ニ)「拡大ペータスベルク任務」(後述)の非軍事的小よび軍事的側面の調整を確保する(TEU第43[28B]条2項)。

(ホ)コミッションの構成員(副委員長)として、コミッションが担当する対外関係を処理すること、および、その他のEUの対外的行動を調整することにより、対外関係全般の整合性を確保することに責任を負う。EU上級代表は、コミッション内での責任を行使する場合にのみ、CFSPの指揮および外務理事会議長職に適合する限度で、コミッションの手續に拘束される(TEU第18[9E]条4項)。

このように、EU上級代表の権限は広範にわたるため、とくにコミッション委員長との関係をどのように調整するかが問題となるように思われる。欧州理事会常任議長・理事会議長・EU上級代表・コミッション委員長の地位・権限の比較については、**図表6**および**図表7**を参照されたい。

#### (4) コミッション

##### ① 定員削減

ニース条約では、EUが27カ国で構成されるときからコミッション構成員数は加盟国数より少ないものとされ、輪番制がとられることになっていた。リスボン条約では、2014年10月31日まで1国1人体制(委員長およびEU上級代表を含む)が維持される(TEU第17[9D]条4項)。次いで同年11月1日以降、定員が削減される。欧州理事会が全会一致で決定する輪番制に基づき、加盟国数の3分の2に当たる構成員数に固定される。

輪番制の決定に当たっては、コミッション構成員を出す加盟国の順番と各任期について厳密な平等が要求される。また、各任期のコミッションは全加盟国の人口および地理的規模を十分に反映するよう構成される必要がある(試案として、**図表10**参照)。なお、定員は、欧州理事会の全会一致により変更可能である(TEU第17[9D]条5項、TFEU第244[211a]条)。

これに伴い、コミッションは委員を出していない加盟国を含む全加盟国との

関係において透明性を確保し、情報共有と協議を行うとともに、すべての加盟国の政治的・社会的・経済的事情を考慮に入れるために必要な措置を、組織上の取り決めを含めてとるべきであるとされている（欧州連合条約第17[9D]条に関する宣言）。

コミッションの独立性の義務にもかかわらず（TEU第17[9D]条3項）、主要な大国の政府とコミッションとの良好な関係が現実重要であるため、輪番制導入については、主要な大国から委員が出ていない場合にその国からの強い政治的支持がどの程度期待できるのかについて懸念が示されている<sup>62)</sup>。

## ② 委員長の権限強化

後述するとおり、コミッション委員長は欧州議会により選出されることにより民主的正統性が強化される（TEU第17[9D]条7項）。また、コミッションとして合議体を維持しつつも、委員長は他の委員の罷免権、内部組織に関する決定権等を付与されることにより権限が強化された。罷免については、合議体としての承認を要しない。ただし、EU外務・安全保障上級代表の罷免の場合には、欧州理事会の特定多数決（QMV）による決定を必要とする（TEU第17[9D]条6項、第18[9E]条1、4項、TFEU第248[217]条）。欧州理事会常任議長・理事会議長・EU上級代表・コミッション委員長の地位・権限の比較については、**図表6**および**図表7**を参照されたい。

## (5) 欧州議会

リスボン条約により、欧州議会の議席定数が削減された。また、欧州議会の権限は一層強化された<sup>63)</sup>。それは、通常立法手続の一般化、財政権限の強化、コミッションの委任立法に対する民主的コントロール、コミッション委員長の選出権限などに表れている。

---

62) The Treaty of Lisbon: Implementing the Institutional Innovations, *op. cit.*, p. 32.

63) 欧州議会に関する詳細な研究については、兄玉昌己著『欧州議会と欧州統合』成文堂、2004年がある。

## ① 議席定数の削減

欧州議会の議席数（現行785）は、2007年10月11日同議会の決定により総数750で再配分する報告書を採択した<sup>64)</sup>。しかし、政府間会議においてイタリアは、イギリスより1議席少ないことに不満を表明したため<sup>65)</sup> 調整が図られ、その結果議席総数を750から議長を含む751とすることで欧州理事会が政治的同意を与える旨の妥協が成立した（TEU第14[9A]条2項、欧州議会の構成に係る決定草案についての欧州理事会による政治的同意に関する宣言）。増分の1議席はイタリアに配分される（欧州議会の構成に関する宣言）。これにより、イタリアはイギリスと同じ議席数を確保することとなる。751議席は96議席から6議席の間で加盟国に配分されることになる（**図表11**）。リスボン条約の発効後可及的速やかに、以上の決定が採択される<sup>66)</sup>。

## ② 通常立法手続の一般化

リスボン条約により、立法措置を制定する手続として現行の共同決定手続に当たる「通常立法手続」が原則化されている（TFEU第289[249A]条1項）。これにより、警察・刑事司法協力（TFEU第82[69A]条1、2項、第83[69B]条1、2項、第84[69C]条、第85[69D]条1項、第87[69F]条2項、第88[69G]条2項）、農漁業（TFEU第43[37]条2項）、運輸（TFEU第100[80]条2項）、構造基金（地域政策）（TFEU第177[161]条）、通商政策（TFEU第207[188C]条2項）などで欧州議会の影響力が高まった。とくに年次予算の半分近くを占める農業政策において、欧州議会は予算権限を強化されているため、同政策の決定における通常立法手続

64) *European Parliament resolution of 11 October 2007 on the composition of the European Parliament* (available at <http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//TEXT+TA+P6-TA-2007-0429+0+DOC+XML+V0//EN&language=EN#BKMD-6>, accessed 22 January 2008).

65) "Italy says Parliament reshuffle 'unacceptable'", *EurActive.com*, 12 October 2007 (available at <http://www.euractiv.com/en/future-eu/italy-parliament-reshuffle-unacceptable/article-167581>, accessed 18 October 2007).

66) *Presidency Conclusions*, Brussels European Council, Nr: 16616/07, 13/14 December 2007, para. 5.

の導入はさらに欧州議会の権限を増大させるものと言える。

### ③ 財政権限の強化

EUの年次予算は、義務的支出と非義務的支出の区別が廃止され、欧州議会が支出項目の全体について理事会と対等の権限を付与される（TFEU第310[268]条2段、第314[272]条）。

他方、固有財源制度の改廃については、欧州議会は諮問を受けるのみであり、理事会の全会一致による決定と全加盟国による批准を要する（TFEU第311[269]条3段）。ただし、固有財源制度の実施措置を定める規則の制定については欧州議会の同意を要する（TFEU第311[269]条4段）。

また、各年度における支出項目ごとの上限を設定する多年度財政枠組に関する決定には、欧州議会の構成員の過半数による同意と理事会の全会一致を要するが、欧州理事会の全会一致により理事会は特定多数決で決定することが可能となる（TFEU第312[270a]条2、3項）。

### ④ コミッション委員長の選出権限

欧州議会はコミッション委員長を選出する権限を付与された。ただし、候補者を選定するのは欧州理事会である。その際、欧州理事会は欧州議会の選挙結果を勘案し、また、欧州議会と協議する。その他の点では、現行規定（EC条約第214条2項）とあまり変わらない（TEU第17[9D]条7項）。これらの点については、**図表12**を参照されたい。

なお、コミッション委員長の選任に当たっては、欧州理事会常任議長およびEU外務・安全保障上級代表の選任とともに、EUおよび加盟国の地理的および人口の多様性を尊重する必要性を適切に考慮しなければならない（欧州連合条約第15[9B]条5、6項、第17[9D]条6、7項及び第18[9E]条に関する宣言）。

## (6) 司法裁判所

EUの司法制度については、リスボン条約により裁判の迅速化および管轄権の拡大・強化のための改革がなされている。とくに、従来の司法裁判所、第一審裁判所および裁判部（EU職員裁判所）から成る体制に代えて、EU司法裁

判所（the Court of Justice of the European Union）という総称の下に、司法裁判所（the Court of Justice; la Cour de justice; der Gerichtshof）、総合裁判所（the General Court; le Tribunal; das Gericht）および複数の専門裁判所（specialised courts; des tribunaux spécialisés; Fachgerichte）が含まれるものとされている（TEU第19[9F]条1項）。

また、法務官は8人から11人に増員される。常任の法務官ポスト1人分が、ドイツ、フランス、イタリア、スペインに加えて、ポーランドに配分される。残りの2人分は他の加盟国の輪番分3人に追加され、計5人となる（司法裁判所における法務官の数に係る欧州連合機能条約第252[222]条に関する宣言）。紙幅の制約のため、これらの点を含む詳細については別稿（庄司克宏編『EU法 実務篇』岩波書店、2008年4月刊行予定に終章「リスボン条約と域内市場法」として掲載）を参照されたい。

## 5. 立法制度および手続

### (1) EU法の優越性

EU条約およびEU機能条約には、EU法が国内法に優越するという明文規定はない。ただし、優越性に関する宣言において、EU司法裁判所の判例法によりEU法が加盟国法に優越することが確認され、また、同宣言に附属された理事会法務部の意見によれば、優越性の原則が条約に含まれていないことは同原則の存在および既存判例法に変更をもたらすものではないとされている。

### (2) 立法手続

#### ① 通常立法手続と特別立法手続

立法措置を制定する手続には、現行の共同決定手続<sup>67)</sup>に当たる「通常立法

---

67) 前掲拙著『EU法 基礎篇』55-58頁参照。

手続」とそれ以外の「特別立法手続」がある（TFEU第289[249A]条）。通常立法手続が原則化されている（TFEU第289[249A]条1、2項）。リスボン条約により通常立法手続事項は新たに40件追加され、既存のものとおわせて合計73件になる<sup>68)</sup>。特別立法手続は現行の諮問手続<sup>69)</sup>や同意手続<sup>70)</sup>に対応するものであり、コミッションの提案に基づき、欧州議会に諮問した後に理事会が全会一致で決定を行う場合や、欧州議会が諮問を受ける代わりに同意権（拒否権）を付与される場合などがある（協力手続は廃止される）。

## ② 特定多数決（QMV）の原則化と例外

### (a) 特定多数決（QMV）の原則化

理事会が特定多数決（QMV）により決定することが原則化される（TEU第16[9 C]条3項）。これにより、新たに33件がQMV事項に加わる。既存の63件と併せて、96件がQMV事項となる<sup>71)</sup>。しかしそれにもかかわらず、全会一致事項または加盟国の拒否権の事項も残存している。また、QMVの原則化の影響を一部緩和する措置として、「非常ブレーキ」条項が現行の共通外交・安全保障政策（CFSP）分野（EU条約第23条2項）に加えて、修正された形で移住労働者・自営業者の社会保障および刑事司法協力の分野に導入された。

他方、全会一致事項が多数残存したことの影響を緩和するものとして、全会一致事項であっても条約改正を経ることなく、欧州理事会の全会一致があればQMV事項へ移行できる旨の「架け橋」条項が導入されている。また、全会一致事項において決定が阻まれるような場合に一部の加盟国がEUの枠組を活用して協力を強化するための制度である「補強化協力」の改正が行われている。「補強化協力」が発動された後、参加国の間で関連規定（軍事・防衛的含意を有する

---

68) *The Lisbon Treaty 10 easy-to-read fact sheets*, Fondation Robert Schuman, December 2007 (available at <http://www.robert-schuman.org/doc/divers/lisbonne/en/10fiches.pdf>, accessed 3 February 2008), p. 38.

69) 前掲拙著『EU法 基礎篇』54, 55頁参照。

70) 同上、55, 56頁参照。

71) *The Lisbon Treaty 10 easy-to-read fact sheets*, *op. cit.*, p. 27.

場合を除く）の全会一致要件（および特別立法手続）をQMV（および通常立法手続）へ変更することが可能である（TFEU第333[280H]条、欧州連合機能条約第329[280D]条に関する宣言）。なお、補強化協力（緊密化協力）の制度はアムステルダム条約で初めて導入されたが、これまでに実際に採用されたことはない。

(b) 全会一致事項

全会一致事項のうち主なものを挙げるならば、次のとおりである。

(イ) 税制（間接税、直接税、環境税、エネルギー税）の調和（TFEU第113[93]条、第114[94]条2項、第115[95]条、第192[175]条2項、第194[176A]条3項）。

(ロ) 労働者の社会保障を含む社会政策の一部（TFEU第153[137]条2項）。

(ハ) EU市民権関連規定のうち、社会保障または社会保護に関する措置（TFEU第21[18]条3項）、居住先加盟国における地方参政権の行使に関する詳細取り決め（TFEU第22[19]条）、EU市民権に伴う権利の追加（理事会の全会一致に加え、各国の批准を要する）（TFEU第25[22]条2段）。なお、EU市民による自由移動・居住の権利行使を容易にするためのパスポート、身分証明書、居住許可証等に関する措置は全会一致事項であるが、EU市民権規定から国境管理政策規定に移された（TFEU第77[62]条3項）。

(ニ) 越境的含意を有する家族法に関する措置（TFEU第81[65]条3項）。

(ホ) 警察協力における加盟国所轄機関の間のオペレーショナルな協力に関する措置、ならびに、加盟国所轄機関が他の加盟国で活動する場合の条件および制限（TFEU第87[69F]条3項、第89[69H]条）。

(ヘ) 通商協定のうち、文化・視聴覚サービスの貿易分野においてEUの文化的・言語的多様性を損なうおそれがある場合、ならびに、社会・教育・健康サービスの貿易分野においてかかるサービスの国内組織に重大な混乱を与え、かつ、それらを供給する加盟国の責任を損なうおそれがある場合の協定の交渉および締結（TFEU第207[188C]条4項）。

(ト) EU財政関連規定のうち、固有財源の改廃（理事会の全会一致に加え、各国の批准を要する）（TFEU第311[269]条2段）および多年度財政枠組の採択（TFEU第312[270a]条2項）。



（チ）CFSPに関する決定（TEU第31[15b]条1項）。

なお、第三国からの労働移民の規制は加盟国の権利として維持され、共通移民政策（通常立法手続事項）により影響を受けないとされている（TFEU第79[63a]条5項）。

（c）「非常ブレーキ」条項

QMVにおける「非常ブレーキ」（emergency brake）条項は、以下のとおりである。

第1に、移住労働者・自営業者の社会保障に関する立法措置はQMVを伴う通常立法手続（TFEU第294[251]条）による（TFEU第48[42]条）。しかし、加盟国はそのような立法が範囲、費用または財政構造を含む自国の社会保障制度の重要な側面に影響を及ぼすか、または、同制度の財政バランスに影響を及ぼすとみなす場合、その問題を欧州理事会へ付託するよう要請することができる。その要請を受けて、通常立法手続は停止される。

欧州理事会は審議の後、立法手続停止の4カ月以内に、（イ）理事会へ差し戻す。この場合、通常立法手続が再開される。または、（ロ）何も行動を取らないか、もしくは、コミッションに新たな草案を提出するよう要請する。この場合、原案は廃案となる（TFEU第48[42]条2段）。

第2に、刑事司法協力分野では、証拠の相互採用、刑事手続における個人の権利、犯罪被害者の権利等に関するミニマム・ルールを定める指令ならびに一定の刑事犯罪の定義および刑罰に関するミニマム・ルールを定める指令は、通常立法手続による（TFEU第82[69A]条2項、第83[69B]条1、2項）。しかし、加盟国はそのような指令草案が自国の刑事司法制度の基本的側面に影響を及ぼすとみなす場合、その問題を欧州理事会へ付託するよう要請することができる。その要請を受けて、通常立法手続は停止される。

欧州理事会は審議の後、通常立法手続停止の4カ月以内に、（イ）コンセンサスが得られるならば、理事会へ差し戻す。この場合、通常立法手続が再開される。または、（ロ）合意がない場合であって、かつ、9カ国以上の加盟国が当該指令草案に基づく「補強化協力」（後述）を確立することを望む場合、欧州議会、

理事会およびコミッションに通告を行う。このような場合、「補強化協力」の授権がなされたものとみなされ、関連規定が適用される（TFEU第82[69A]条3項、第83[69B]条3項）。

第3に、CFSP事項における決定は全会一致によることが原則であり、立法措置の採択は排除される（TEU第[11]条1項、第31[15b]条1項）。ただし、例外的にQMVによる決定が4とおり認められている。すなわち、（イ）欧州理事会の戦略的利益・目標に関する決定に基づき、EUの行動または立場を定める決定を採択する場合、（ロ）EU外務・安全保障上級代表が欧州理事会からの特定の要請に従って提出した提案に基づき、EUの行動または立場を定める決定を採択する場合、（ハ）EUの行動または立場を定める決定を実施するための決定を採択する場合、（ニ）特別代表の任命を行う場合である（TEU第31[15b]条2項）。なお、欧州理事会は全会一致により、上記以外の場合で理事会がQMVにより採択できる決定事項を定めることができる（TEU第31[15b]条3項）。

しかし、上記にもかかわらず、「国策上の死活的かつ表明された理由」によりQMVの行使に反対がある場合、理事会は票決を行ってはならない。EU外務・安全保障上級代表が解決策を求めて調整を行うが、それが不調に終わる場合、理事会はQMVにより当該問題を欧州理事会へ付託し、全会一致による決定を採択するよう要請することができる（TEU第31[15b]条2項）。

### ③「架け橋」条項

EU機能条約およびEU条約第V編（軍事的含意を有する決定および防衛分野の決定を除く）における理事会の全会一致事項および特別立法手続は、欧州理事会の全会一致、欧州議会の構成員過半数による同意およびすべての国内議会の同意により、QMVおよび通常立法手続へ移行させることができる（TEU第48[48]条7項）。このような規定は、「架け橋」（passerelle）条項と呼ばれる。

なお、他に個別の架け橋条項も存在する。（イ）理事会の全会一致を伴う特別立法手続に服する一定の社会政策事項（すでにEC条約第137条2項として存在）、環境措置（すでにEC条約第175条2項として存在）、および、越境的側面を有する家族法関連措置（すべての加盟国議会が反対しないことが必要とされる）は、理事

会の全会一致により通常立法手続へ移行することができる（TFEU第153 [137]条2項、第192[175]条2項、第81[65]条3項）。また、（ロ）多年度財政枠組の採択は理事会の全会一致によるが、欧州理事会は全会一致により理事会のQMVへ移行させる旨の決定を採択することができる（TFEU第312[270a]条2項）。さらに、（ハ）欧州理事会は全会一致により、前述のCFSP分野における例外的なQMV事項（TEU第31[15b]条2項）以外の場合においても理事会のQMVによる決定を可能とする決定を採択することができる（TEU第31[15b]条3項）。

#### ④ 補強化協力

全会一致事項で全会一致が達成できない場合の方策として、一部の加盟国がEUの機構・手続を利用して協力を進める制度として「補強化協力」（enhanced cooperation; les coopérations renforcées）が存在する。

ニース条約による現行のEU/EC条約の下では、「補強化協力」について、EC、警察・刑事司法協力（PJCC）および共通外交・安全保障政策（CFSP）の三本立てで実体的発動要件、手続的発動要件および後時参加手続がそれぞれ定められ、複雑である。リスボン条約では簡素化されたため、発動要件（TEU第20[10]条1、2項、TFEU第326[280A]条、第327[280B]条、第328[280C]条1項）は一本化される一方、手続的発動要件（TEU第20[10]条2項、TFEU第329[280D]条）および後時参加手続（TFEU第331[280F]条）のみ通常分野（EUの排他的権能分野を除く）とCFSP（共通安全保障・防衛政策（CSDP）を含む）の二本立てとなっている。また、「補強化協力」の発動および後時参加とも、全体として容易になっている。以上の詳細については、**図表13～16**を参照されたい。なお、CSDPには「常設構造化協力」等の特別規定が置かれている（後述）。

### (3) 参加民主主義と市民の発議権

EU条約第Ⅱ編には民主主義原則に関する規定が置かれている。第1にEUの機能は代表制民主主義に基づくことが明文化されている。市民は欧州議会においてEUレベルで直接に代表される。また、加盟国は欧州理事会において各国首脳により、および、理事会において各国政府により、代表される（TEU第10

[8A]条1、2項)。

代表制民主主義に加えて、市民および市民団体等への情報公開および対話による「参加民主主義」の要素も取り入れられた。すなわち、コミッションをはじめとする諸機関は利益団体や市民社会と公開の透明性ある対話を定期的に行う。とくにコミッションは関係当事者と広範な協議を実施する義務がある<sup>72)</sup> (TEU第11[8B]条1-3項)。

また、とくに「市民の発議権」が規定された点が注目される。これに関連して、**図表17**を参照されたい。相当数の加盟国にわたる少なくとも100万人以上の市民によりコミッションに対して条約履行のために適切な立法提案を行うよう求めることが<sup>73)</sup>、そのための手続および条件（加盟国の最低数を含む）を定める規則の制定により可能となる（TEU第11[8B]条4項、TFEU第24[21]条1段）。このようにして、EUレベルの国境を越えた市民団体の形成と発展が促進されるかもしれない。他方、シングル・イシューの圧力団体の台頭を招く可能性もある<sup>74)</sup>。

#### (4) 国内議会の補完性原則に基づく監視

補完性議定書および国内議会議定書により、国内議会はEUが補完性原則に反していないかどうかを監視する任務を公式に付与されている<sup>75)</sup>。

72) この点の検討については、前掲拙稿「EUにおける立憲主義と欧州憲法条約の課題」、18、21-23頁を参照されたい。

73) この点の検討については、同上23頁を参照されたい。

74) 前掲拙稿「2004年欧州憲法条約の概要と評価」、34頁。

75) アムステルダム条約による改正のさいにEC条約に附属された現行の「補完性及び比例性原則の適用に関する議定書」(11項)では、理事会および欧州議会が立法手続においてコミッションの提案を検討するときに補完性原則から逸脱しないかどうかを監視するにとどまった。また、同じく「欧州連合における国内議会の役割に関する議定書」(2項)では、コミッションの立法提案は加盟国政府を経て国内議会へ送付され、かつ、期限の明示がなかった。このように、国内議会は補完性原則に照らしてEUを監視する実効的な手段を条約上付与されていなかった。

第1に、国内議会は事前に政治的な監視を行うことができる。すなわち、(イ)コミッションは立法提案を理事会および欧州議会に送付すると同時に国内議会にも送付しなければならない<sup>76)</sup>（補完性議定書第4条、国内議会議定書第2条）。(ロ)国内議会（二院制の場合は上下両院）は、立法提案が補完性原則に適合していないと考える場合、立法提案の送付から8週間以内にその理由を付した意見を、欧州議会議長、理事会議長およびコミッション委員長に送付することができる<sup>77)</sup>（補完性議定書第6条、国内議会議定書第3条）。(ハ)そのような意見が各国議会票数（一院制議会の場合は2票、また、二院制議会の場合は上下両院が各1票を有する）の合計の少なくとも3分の1（自由・安全・司法領域政策に関する立法提案の場合は少なくとも4分の1）に達する場合、コミッションは当該提案の再検討を行わなければならない<sup>78)</sup>。ただし、コミッションは、当該提案について維持、修正または撤回のいずれかを選択する裁量権を有する<sup>79)</sup>（補完性議定書第7条1、2項）。

さらに、(ニ)通常立法手続の下では、補完性原則違反の意見が上記合計票数の少なくとも過半数に達する場合、コミッションは当該提案の再検討を行わなければならない。ただし、コミッションは、当該提案について維持、修正または撤回のいずれかを選択する裁量権を有する。コミッションは、当該提案の維持を選択する場合、なぜ当該提案が補完性原則に適合しているかと考えるかを理由を付した意見の中で正当化しなければならない。コミッションおよび国内議

---

76) 立法措置の採択を求める複数加盟国の一団による発議、欧州議会の発議、司法裁判所の要請、欧州中央銀行（ECB）の勧告および欧州投資銀行の要請の場合も同様である。

77) 複数加盟国の一団による発議、欧州議会の発議、司法裁判所の要請、欧州中央銀行（ECB）の勧告および欧州投資銀行の要請に基づく立法措置の採択の場合、理事会議長は各当事者へ国内議会の意見を送付する。

78) 複数加盟国の一団による発議、欧州議会の発議、司法裁判所の要請、欧州中央銀行（ECB）の勧告および欧州投資銀行の要請に基づく立法措置の採択の場合、各当事者による。

79) 同上。

会の理由を付した意見はEU立法者（理事会および欧州議会）に提出される。

理事会および欧州議会は第1読会を終える前に、それらの意見を考慮に入れて、当該立法提案が補完性原則に適合しているかどうかを検討する。理事会構成員の55%の多数または欧州議会の投票数の過半数により、当該提案が補完性原則に適合していないとの見解に達する場合、当該提案は廃案とされる（補完性議定書第7条3項）。以上に関連して、**図表18**を参照されたい。

第2に、事後的手段として国内議会は、加盟国政府を通じて提起される取消訴訟（TFEU第263[230]条）または国内議会のために「国内法秩序に従って加盟国により通告される」訴訟により、EU司法裁判所において立法措置の補完性原則違反を申し立てることができる（補完性議定書第8条）。なお、EUの諮問機関である地域委員会も、自己が諮問を受ける立法措置の採択について取消訴訟を提起することができる（TFEU第263[230]条3段、補完性議定書第8条）。これらの点に関しても、**図表18**を参照されたい。

## (5) 委任立法と実施措置

EU諸機関により制定される措置には、立法措置のほかに非立法措置がある。しかし、いずれも名称は、規則、指令または決定である。ただし、非立法措置の場合、正確には委任規則と実施規則・実施決定となる。

コミッションへの委任立法および実施措置について民主的コントロールを規定する条項（TEU第290[249B]条、第291[249C]条）が置かれている（**図表19**）。すなわち、コミッションは当該立法措置の非本質的な要素の補充または修正を行うために一般的適用性を有する非立法措置（委任規則）を採択する権限を委任されることができる。そのような権限の委任にはその目的、内容、範囲および期間があらかじめ明文化される必要がある（TFEU第290[249B]条1項）。

さらに、権限の委任にはそれが服する条件が立法措置に明文化されなければならない。すなわち、(イ)欧州議会または理事会が当該委任を取り消すことを決定できること、(ロ)委任された当該措置は両機関のいずれもが当該立法措置にあらかじめ設定された期限内に異議を表明しない場合にのみ効力を発生する

ことである（TFEU第290[249B]条2項）。

加盟国は「法的拘束力を有するEUの措置」の実施に必要なすべての国内法上の措置を採択する義務がある（TFEU第291[249C]条1項）。しかし、そのようなEUの措置を実施するために一律の条件が必要とされる場合には、コミッションまたは理事会（適切に正当化される特定の場合およびCSDPを含むCFSPの場合）に実施措置（実施規則、実施決定）の採択権限を当該EUの措置により付与することができる（TFEU第291[249C]条2項）。その場合、欧州議会と理事会は通常立法手続により規則を制定し、加盟国がコミッションの実施権限の行使をコントロールするメカニズムに関するルールおよび一般原則をあらかじめ定めなければならない（TFEU第291[249C]条3項）。

以上の委任立法および実施措置について、コミトロジー（Comitology）と呼ばれる制度・手続が適用される<sup>80</sup>。

## 6. 政策の強化

### (1) 域内市場

域内市場分野における政策の強化のため、EU全域において知的財産権を統一的に保護するための「欧州知的財産権」を通常立法手続により創設することが盛り込まれている（TFEU第118[97a]条）。また、社会政策に関して、EUは諸政策および諸活動の策定と実施にあたって、高水準の雇用の促進、十分な社会的保護の保障、社会的排除との闘い、ならびに、高水準の教育、訓練および健康保護に結びついた要件を考慮に入れなければならないとする「水平的条項」（a horizontal clause）が導入されている（TFEU第9[5a]条）。さらに、環境政

---

80) 前掲拙著『EU法 基礎篇』、60、61頁。なお、2006年におけるコミトロジー手続の改正（Council Decision 2006/512）により、欧州議会の権限が強化されている。この点については、The Treaty of Lisbon: Implementing the Institutional Innovations, *op. cit.*, p. 9, 10参照。

策における気候変動への取り組みへの言及（TFEU第191[174]条1項）、エネルギー政策において「加盟国間の連帯の精神で」取り組むとする連帯条項の挿入（TFEU第122[100]条1項、第194[176a]条1項）などもなされている。紙幅の制約のため、以上の点を含む詳細については別稿（庄司克宏編『EU法 実務篇』岩波書店、2008年4月刊行予定に終章「リスボン条約と域内市場法」として掲載）を参照されたい。

## （2）ユーロ圏の強化

ユーロ参加国のみに適用される規定が「第4[3a]章 ユーロを通貨とする加盟国に特有の規定」において整理統合されるとともに、理事会においてユーロ参加国のみが特定多数決（QMV）により票決を行い、同国のみに適用される事項として、多角的監視手続（TFEU第121[99]条）における財政規律の調整と監視の強化および経済政策指針の設定やユーロ圏の対外的代表などが規定されている（TFEU第136[115A]条、第138[115C]条）。これに伴い、すでに述べたとおり、ユーロ参加国のみで構成され、単一通貨に関して共有する特定の責任に関連する問題を討議するユーロ・グループ（the Euro Group）が2年半を任期とする議長の下で非公式会合として開催されることが明文化された（TFEU第137[115B]条、ユーロ・グループに関する議定書）。

なお、過剰赤字手続におけるコミッションの権限が若干強化された。すなわち、過剰赤字手続（TFEU第126[104]条）における過剰赤字の存否の決定においてコミッションの「勧告」が「提案」に変更された（TFEU第126[104]条6項）。理事会はこの問題においてQMVにより決定を行うが、コミッション「提案」の修正には理事会の全会一致が必要である（TFEU第293[250]条1項）。一方、過剰赤字の是正に関する決定については、コミッションは「勧告」を行うにとどまる（TFEU第126[104]条7項）。理事会がQMVにより決定を行う場合、理事会によるコミッションの「勧告」の修正にはQMVで足りる<sup>81)</sup>。

81) Case C-27/04 *Commission v. Council*, [2004] I-6649, paras. 80, 91. なお、過剰赤字手続については、前掲拙著『EU法 政策篇』、95-99頁参照。



### (3) 自由・安全・司法領域

#### ① 規定の整理拡充

「自由・安全・司法領域」<sup>82)</sup> 政策は、現行では「人の自由移動」政策（EC条約第IV編）および警察・刑事司法協力（EU条約第VI編）に規定が分かれている。リスボン条約はこれらを一本化した<sup>83)</sup>（これについては改めて別稿で詳しく論じることとしたい）。すなわち、EU機能条約の「第IV編 自由・安全・司法領域」の下に「第1章 総則」、「第2章 国境管理、庇護及び移民に関する政策」、「第3章 民事司法協力」、「第4章 刑事司法協力」、「第5章 警察協力」に関する各規定が置かれ、各分野における目的および手段の整理拡充がなされている。

目的の点では、たとえば国境管理に関して「対外国境統合管理システム」（an integrated management system for external borders; un système intégré de gestion des frontières extérieures）の漸進的確立（TFEU第77[62]条1項(c)、2項(d)）が、また、共通庇護政策の中に、難民の定義に当たらないが国際的保護を必要とする第三国国民に対する「補充的保護」（subsidiarity protection; protection subsidiaire）のための統一的地位（TFEU第78[63]条1、2項）が追加されている。一方、手段の点では、たとえば刑事司法協力に関して判決等の相互承認原則やミニマム・ルールによる各国法令の調和が明示されている（TFEU第82[69A]条、第83[69B]条）。なお、現行のEU条約にある直接効果の排除（第34条2項）は削除されている。

---

82) 前掲拙著『EU法 政策篇』、121-140頁。

83) リスボン条約発効前に採択された警察・刑事司法協力分野の措置に関する経過措置として、コミッションおよび司法裁判所の権限に関し、同条約発効前の旧規定が適用される。しかし、それらの措置の改正については新規定が適用される。いずれにせよ、上記経過措置はリスボン条約発効から5年後に効力を停止する。イギリスについてはオプトアウト、また、その後におけるオプトインの権利が認められている（経過規定に関する議定書第10条）。

立法手続については、特定多数決（QMV）を伴う「通常立法手続」が基本的に使用される（TFEU第289[249A]条1項）。ただし、（イ）刑事司法協力および警察協力における加盟国（全体の4分の1による）の発議権（TFEU第76 [61I]条）、（ロ）家族法関連措置（TFEU第81[65]条3項）、警察協力のオペレーショナルな側面（TFEU第87[69F]条、第89[69H]条）などでの全会一致、（ハ）「非常ブレーキ」条項や全会一致条項において、理事会の付託の後に欧州理事会でコンセンサスが達成されない場合の「補強化協力」の発動に関する規定（TFEU第82[69A]条3項、第83[69B]条3項については先述、第86[69E]条1項については後述、第87[69F]条3項<sup>84)</sup>）などが散在する。また、（ニ）第三国からの労働移民の規制について加盟国の権限が維持されている（TFEU第79[63a]条5項）。

EU司法裁判所との関係では、従来のEC条約第IV編「人の自由移動」政策における限定的な先決裁定手続（EC条約第68条）および警察・刑事司法協力における選択条項としての限定的な先決裁定手続（EU条約第35条）が廃止され、通常の先決裁定手続が一般的に適用される（TFEU第267[234]条）。また、現行のEC条約第IV編「人の自由移動」政策において司法裁判所の管轄権を制限する規定（EC条約第68条2、3項）および警察・刑事司法協力規定における限定的な取消訴訟（EU条約第35条6項）等も廃止される。

しかし、従来（EU条約第35条5項）と同じく、EU司法裁判所は、刑事司法協力および警察協力の規定に関する権限の行使のさい、EU司法裁判所は加盟国の警察もしくは他の法執行部局が行う業務（オペレーション）の効力もしくは

---

84) 理事会は、警察、税関、その他の専門的法執行部局間における活動面の協力に関する措置を、欧州議会に諮問した後、全会一致で採択することができる。全会一致がない場合、少なくとも9カ国のグループで当該措置案を欧州理事会に付託するよう要請することができる。その旨の要請があるとき、理事会での手続は最長4カ月停止される。欧州理事会で議論の後コンセンサスが得られたならば、当該措置案は理事会に差し戻されて採択される。しかし、コンセンサスが得られない場合、少なくとも9カ国が当該措置案に基づいて「補強化協力」を確立することを望むとき、欧州議会、理事会およびコミッションにその旨通告すれば、「補強化協力」を開始することができる。

は比例性（目的と手段の均衡）、または、公の秩序もしくは国内治安維持に関して加盟国にかかる責任の行使を審査する管轄権を有しない（TFEU第276[240b]条）。

## ② 欧州検察官事務所

刑事司法協力の一環として、EUの財政的利益に影響を及ぼす犯罪を取り締まるため、特別立法手続、すなわち、理事会の全会一致および欧州議会の同意により採択される規則に基づき、ユーロジャスト<sup>85)</sup>（TFEU第85[69D]条）から「欧州検察官事務所」(a European Public Prosecutor's Office; un Parquet européen)を設置することができる旨の規定が置かれた（TEU第86[69E]条1項）。

全会一致がない場合、少なくとも9カ国のグループで当該規則案を欧州理事会に付託するよう要請することができる。その旨の要請があるとき、理事会での手続は最長4カ月停止される。欧州理事会で議論の後コンセンサスが得られたならば、規則案は理事会に差し戻されて採択される。しかし、コンセンサスが得られない場合、少なくとも9カ国が当該規則案に基づいて「補強化協力」を確立することを望むとき、欧州議会、理事会およびコミッションにその旨通告すれば、「補強化協力」を開始することができる（TFEU第86[69E]条1項）。

欧州検察官事務所は、EUの財政的利益に対する犯罪について加盟国の所轄裁判所で検察官の機能を担うこととなる（TEU第86[69E]条2項）。なお、欧州理事会は欧州議会の同意を得て全会一致により、欧州検察官事務所の権限に越境的側面を有する重大犯罪を含めることができる（TEU第86[69E]条4項）。

## ③ オプトアウトとオプトイン

イギリスとアイルランド、また、デンマークは、自由・安全・司法領域政策のうち現行EC条約第IV編「人の自由移動」政策について原則オプトアウトするとともに、ケース・バイ・ケースでオプトインする権利を留保している<sup>86)</sup>。リ

---

85) 同上、136、137頁。

86) 前掲拙稿「アムステルダム条約におけるEUの法的構造—『3本柱』構造の変容」、52-57頁。

スポン条約により警察・刑事司法協力が「共同体化」されたことに伴い、そのようなオプトアウトとオプトインの範囲が警察・刑事司法協力を含む自由・安全・司法領域政策の全体に広がられた。

まずイギリスとアイルランドについて、両国は自由・安全・司法領域政策に関して提案された措置の理事会よる採択に参加してはならない。自由・安全・司法領域政策の関連規定や措置等は両国に拘束力を持たず、適用されない。このようにしてオプトアウトが原則として認められている（自由・安全・司法領域に係る連合王国及びアイルランドの立場に関する議定書第1、2条）。

しかし、オプトインの権利も認められている。第1に、イギリスまたは（および）アイルランドは、自由・安全・司法領域政策に関して提案された措置に参加することを望む旨、提案から3カ月以内に書面で理事会議長に通告するならば、そうすることができる<sup>87)</sup>。しかし、イギリスまたは（および）アイルランドが参加して、合理的な期間の経過後に当該措置が採択できない場合、理事会はイギリスまたは（および）アイルランドの参加なしで当該措置を採択することができる。その場合、当該措置はイギリスまたは（および）アイルランドには適用されない（同議定書第3条）。

第2に、イギリスまたは（および）アイルランドは当該措置の採択後にいつでも、同措置を受諾することを望む旨理事会およびコミッションに通告することができる。その場合、「補強化協力」の後時参加手続（TFEU第331 [280F] 条1項）が適用される（前掲図表16参照）。

第3に、以上の点は、両国に法的拘束力を有する既存の措置を修正する場合にも適用される（同議定書第4a条）。

次にデンマークについては、自由・安全・司法領域政策に関して提案された措

---

87) シェンゲン・アキの追加に関する提案について、イギリスまたはアイルランドが合理的期間内に参加の意思を理事会に通告しない場合、「補強化協力」の発動の許可（TFEU第329 [280D] 条）がシェンゲン参加国に付与されたものとみなされる（欧州連合の枠内に編入されたシェンゲン・アキに関する議定書第5条）。

置の理事会による採択に参加してはならない。自由・安全・司法領域政策の関連規定や措置等は両国に拘束力を持たず、適用されない。このようにしてオプトアウトが原則として認められている。ただし、リスボン条約の発効前に採択された警察・刑事司法協力関連措置が修正される場合、デンマークに対しては修正前の内容で適用される（デンマークの立場に関する議定書第1、2条）。

デンマークのオプトインについては限定されている。理事会が自由・安全・司法領域政策に含まれるシェンゲン・アキ（シェンゲン協定およびその実施のための法令の総称）の追加に関する提案について決定を行い、措置を採択した場合、6カ月以内にデンマークは国内法上同措置を実施するかどうか決定しなければならない。実施することを決定する場合、デンマークと他の加盟国の間には（EU法ではなく）国際法上の義務が創設される。しかし、実施しないと決定する場合、デンマークと他の加盟国は適切な措置をとるべく協議する（同議定書第4条）。

他方、デンマークは同国の憲法上の要件に従って、イギリスおよびアイルランドの立場に関する議定書とほぼ同様の規定（上述）を含む附属書（デンマークの立場に関する議定書に附属）の規定を上述の規定に代えて適用する旨、他の加盟国に通告することができる。その場合、すべてのシェンゲン・アキおよびその追加に関する措置は、国際法上の義務としてではなくEU法上の義務としてデンマークを拘束する（同議定書第8条）。

#### （4）対テロ対策

##### ① 連帯条項

2001年9月11日のアメリカ同時多発テロやその後の事件を念頭に置いて、「連帯条項」（Solidarity clause; Clause de solidarité）という名称のテロ対策規定が導入された（TFEU第222[188R]条、欧州連合機能条約第222[188R]条に関する宣言）。それによれば、加盟国がテロ攻撃（または天災・人災）の犠牲になる場合、EUおよび加盟国は連帯の精神により共同で行動する。EUは、以下のために、加盟国により利用に供される軍事的資源を含むすべての手段を動員

する。すなわち、(イ)加盟国領域におけるテロリストの脅威を防止すること、(ロ)テロリストの攻撃から民主主義機関および民間人を保護すること、(ハ)テロリストの攻撃があった場合に要請に応じて当該加盟国をその領域において支援することである(災害が発生した場合も同様)(TFEU第222[188R]条1、2項)。

連帯条項を実施に移すための取り決めは、コミッションおよびEU外務・安全保障上級代表の共同提案に基づき、理事会が特定多数決(QMV)(防衛的合意を有する場合は全会一致)により採択する決定に定められる(TFEU第222[188R]条3項)。また、欧州理事会は、EUおよび加盟国が実効的行動をとることができるよう、EUが直面する脅威を定期的に評価する(TFEU第222[188R]条4項)。

なお、共通安全保障・防衛政策(CSDP)規定においても、「拡大ペータースベルク任務」(後述)の中にテロとの戦いに対する貢献、第三国領域においてテロとの戦いで第三国を支援することが含まれている(TEU第43[28B]条1項)。

## ② テロ活動の取り締まり

刑事司法協力規定において、刑事犯罪の定義および刑罰のミニマム・ルール確立の対象にテロリズムが含まれる(TFEU第83[69B]条1項)。また、警察協力規定において、ユーロポールの任務の中にテロに対する防止および戦いにおける加盟国の行動の支援および強化が含まれる(TFEU第88[69G]条1項)。

さらに、これらに関連して、自由・安全・司法領域の目標を達成するために必要な場合、テロおよび関連活動に対する防止および戦いに関連して、自然人もしくは法人、集団または非国家構成体が所有する資金等の凍結のような資本移動・支払に関する行政的措置の枠組を通常立法手続に従って規則で定めることになっている(TFEU第75[61H]条、欧州連合機能条約第75[61H]条及び第215[188K]条に関する宣言)。

なお、EUが共通外交・安全保障政策(CFSP)に基づく決定により、第三国との経済上および金融上の関係の一部または全部を停止・縮小する「制限的措置」(restrictive measures; des mesures restrictives)をとる場合、EU外務・安全保障上級代表およびコミッションの共同提案に基づき、理事会はQMVにより「自然人又は法人及び非国家集団又は団体」に対しても「制限的措置」を採

択することができる（TFEU第215[188K]条、欧州連合機能条約第75[61H]条及び第215[188K]条に関する宣言）。

## （5）共通安全保障・防衛政策

共通安全保障・防衛政策（CSDP）<sup>88)</sup>は、共通外交・安全保障政策（CFSP）の不可欠の一部を成す（TEU第42[28A]条1項）。CSDPは欧州安全保障・防衛政策（ESDP）とも呼ばれる。リスボン条約により、CSDPの強化が図られている。CSDPにおける政策決定は、EU外務・安全保障上級代表の提案または加盟国の発議に基づく理事会の全会一致による（TEU第42[28A]条4項）。CFSP分野の「補強化協力」（TFEU第329[280D]条2項）の特別規定として、能力と意思を有する加盟国による協力が導入され、その場合の政策決定に特定多数決（QMV）が一部採用されている（TEU第45[28D]条2項、第46[28E]条2-4項）。

CSDP規定の主な特徴は次のとおりである。第1に、現行のペータースベルク任務（EU条約第17条2項）が改正されて範囲が拡張され、次のとおりとなった（拡大ペータースベルク任務）。すなわち、共同武装解除作戦、人道・救難任務、軍事的助言・支援任務、紛争予防・平和維持任務、平和回復および紛争後の安定化を含む危機管理を行う戦闘部隊任務である。これらには軍事のおよび非軍事的手段が含まれる。また、これらの任務により、第三国領域での対テロ戦闘における支援を含む「テロとの闘い」に寄与することができる（TEU第42[28A]条1項、第43[28B]条1項）。拡大ペータースベルク任務は、能力と意思を有する加盟国の一団に執行を委ねることができる（TEU第42[28A]条5項、第44[28C]条）。なお、拡大ペータースベルク任務の準備活動等のための立ち上げ資金について迅速な利用が図られている（TEU第41[28]条3項）。

---

88) CSDPについては、広瀬佳一「EUの安全保障・防衛政策の可能性と課題」、『国際問題』第560号、2007年、43-51頁、植田隆子編『現代ヨーロッパ国際政治』岩波書店、2003年、47-69頁、同「欧州連合（EU）の紛争防止」、『ヨーロッパ研究』（東京大学大学院総合文化研究科・教養学部、ドイツ・ヨーロッパ研究室）第3号、127-139頁参照。

第2に、「欧州防衛庁」(the European Defence Agency; l'Agence européenne de défense) の設置により、軍事能力向上、研究、調達、装備等の面における改善が図られている<sup>89)</sup> (TEU第42[28A]条3項、第45[28D]条1項)。参加希望国のみが対象である (TEU第45[28D]条2項)。なお、同機関の設置に関する「共通行動」<sup>90)</sup> がすでに2004年7月12日に採択されている (同日効力発生)。

第3に、最も重大な任務に対応するため高度な軍事能力と強固なコミットメントを有する加盟国 (能力と意思を有する加盟国のみ) は、EUの枠内で「常設構造化協力」(permanent structured cooperation; la coopération structurée permanente) を確立する (TEU第42[28A]条6項、第46[28E]条)。同協力に参加するための基準は附属議定書に規定され、遅くとも2010年までに5日から30日以内に任務を実行し、当初30日から少なくとも120日間まで延長できる戦闘部隊を輸送および後方支援等の支援部隊とともに供給する能力を備えることを目標とする (欧州連合機能条約第42[28A]条により設立される常設構造化協力に関する議定書第1条 (b)、第2条)。

第4に、一加盟国が自国領域への軍事攻撃の犠牲となる場合に、他の加盟国が国連憲章第51条に従って同国に対して集団的自衛権に基づく支援義務を負う旨の条項が設けられている。ただし、一定の加盟国の安全保障および防衛政策上の特定の性格 (たとえば、中立・非同盟) を害するものであってはならないとされている (TEU第42[28A]条7項)。

最後に、EU司法裁判所は共通安全保障・防衛政策 (CSDP) を含む共通外交・安全保障政策 (CFSP) 分野全般において管轄権を有しない (TEU第24[11]条1項、TFEU第318[275]条1段)。しかし、CFSPと他の分野の手續および権限が相互に影響を及ぼしてはならないこと (TEU第40[25b]条) についてその遵守を監

---

89) これについては、福田毅「欧州防衛庁 (EDA) の創設と欧州装備協力の課題」、『国際安全保障』第34巻第4号、2007年、89-112頁参照。

90) Council Joint Action (2004/551/CFSP) on the establishment of the European Defence Agency [2004] OJ L 245/17.



視し、また、自然人または法人に対する「制限的措置」を規定する決定の合法性を審査する手続（取消訴訟、TFEU第305[263]条4段）において判決を行う管轄権を有する（TFEU第318[275]条2段）。

## 7. 結語

リスボン条約は、簡素化、効率化、分権化および民主化という課題にどのように対処しているのだろうか。第1に簡素化の点では、三本柱構造の廃止、単一の法人格、立法措置と非立法措置の区別の明確化などが行われている。しかし、事実上の二本柱構造が残るとともに、警察・刑事司法協力（PJCC）の分野では、EUレベルの行動に対する様々な制約とともに、一部の加盟国のオプトアウトが存在する。

第2に効率化の点では、欧州理事会の常設化と欧州理事会常任議長ポストの新設、理事会の改組、EU外務・安全保障上級代表ポストの新設、二重多数決制の導入と原則化、コミッションの定員削減と委員長の権限強化などの機構面の改善に加えて、共通安全保障・防衛政策（CSDP）や自由・安全・司法領域政策など政策面の強化も図られている。とはいえ、新設ポストと既存のコミッション委員長や理事会（外務理事会を除く）議長との具体的な権限関係に不明確な部分がある点や、二重多数決制の導入時期の先送りと「イオニア・メカニズム」の強化などの問題も見られる。

第3に分権化の点では、EU権能の類型化、補完性原則に基づく監視をはじめとする国内議会のEU事項への関与の増大などがなされている。欧州理事会における各国首脳、理事会における政府代表、EU司法裁判所の先決裁定手続における国内裁判所などに比べて、国内議会はEU事項から最も疎外されてきた存在であるが、リスボン条約により大幅に改善されたことになる。しかし、各国議會を相互につなげる「横」の組織化や調整の取り決め、また、各国議會と欧州議會の協力関係を確保する「縦」の関係も、十分ではないように思われる。さらに他方で、各国議會が内政に加えてEU事項に関与できる余裕が十分

にあるのかという問題もある。

第4に民主化の点では、通常立法手続の適用範囲が大幅に拡張されて原則化されたことや予算権限の強化で、民主的正統性を担う欧州議会の権限が大幅に強化されている。また、欧州議会はコミッション委員長を選出する権限を付与される。さらに、コミッションの立法提案について、「参加民主主義」や「市民の発議権」などによる市民からのインプットの径路が確保されるとともに、国内議会の監視手続が定められている。民主主義を補完する基本権についても、EU基本権憲章に法的拘束力が付与される。しかし、以上の各点について問題がないわけではない。すなわち、特別立法手続の存在、コミッション委員長候補は欧州理事会が決める点、基本権憲章の国内適用についてイギリスとポーランドが制限を行う点など、様々な留保が存在することも見落としてはならない。

リスボン条約を欧州憲法条約と比べた場合、以上の4点について全体的に後退の感が否めない。

次に、以上のような特徴を有するリスボン条約により、EUは今後いかなる「ゲームのルール」の下に運営されるのだろうか。事実上の二本柱構造の結果、2組のルールが併存することとなる。第1の種類の「ゲームのルール」は、域内市場、競争、環境、自由・安全・司法領域などEU立法が行われる様々な分野の運営ルールである。ここでは原則として、コミッションが立法提案権を独占し、また、直接選挙された欧州議会在理事会と対等の決定権を握っている。さらに、国内議会在EUレベルの新たなアクターとして登場し、立法提案を補完性原則に照らして審査する権限を握っている。このように、加盟国政府が欧州理事会や理事会で利害調整するだけでは所期の目的を達成することができない仕組みとなっている。

これに対して、第2の種類の「ゲームのルール」である共通外交・安全保障政策（CFSP）の分野のルールにおいては、EUが立法を行うことは排除されているため、第1の分野で登場するEUレベルのアクターの影響力は非常に小さくなる。そこでは、大国をはじめとする加盟国が圧倒的な影響力を有してい

る。各国は、欧州理事会や外務理事会で利害調整のうえ、意思決定を行う。しかし、全会一致が原則であるため、機微な問題では、いかに大国の影響力をもってしても小国の意向を変えさせることができない場合もある。コソボの独立承認についてEUが一致した対応をとれないことは、その証左である。

他方でリスボン条約により新設された2つのポスト、すなわち、欧州理事会常任議長および外務理事会議長を務めるEU外務・安全保障上級代表に注目する必要がある。常任議長は、EUの最高意思決定機関である欧州理事会でコンセンサスの形成を促すことが主要任務の1つとなっているが、現職の加盟国首脳が兼務することができないため、影響力は限られるだろう。対照的に、EU外務・安全保障上級代表は、理事会とコミッションにまたがって様々な実質的権限を付与されるため、CFSPをはじめとする対外関係分野においてEU内で強い影響力を持つ存在となる。

最後に、リスボン条約後の欧州統合は今後どのように進むのだろうか。ドイツのフィッシャー（Joschka Fischer）元外務大臣は、かつて2000年5月12日フンボルト大学における演説で、最終的な統合形態についての青写真がないまま漸進的に統合を進めるモネ方式<sup>91)</sup>は、拡大EUにおいて政治統合と民主化を進める点で限界に達したと述べた<sup>92)</sup>。欧州憲法条約で削除された<sup>93)</sup>「欧州諸民間の一層緊密化する連合」（EU条約およびEC条約前文）という文言がリスボン条

---

91) モネ方式については、宮下雄一郎「ジャン・モネと欧州統合—「モネ・メソッド」の効用と限界」、田中俊郎・小久保康之・鶴岡路人編前掲書、139-161頁参照。

92) Joschka Fischer, “From Confederacy to Federation: Thoughts on the Finality of European Integration” (Speech at the Humboldt University in Berlin, 12 May 2000) in Christian Joerges, Yves Mény and J. H. H. Weiler (ed.), *What Kind of Constitution for What Kind of Polity?*, the Robert Schuman Centre for Advanced Studies at the European University Institute, Florence and Harvard Law School, Cambridge, MA, 2000, p. 27, 28.

93) 欧州憲法条約前文では「欧州諸国民は旧来の分裂を乗り越え、一層緊密に結合して共通の運命を築く決意である」とされているが、「多様性の中の結合」（“United in diversity”；“Unie dans la diversité”）がとくに謳われるとともに、本文規定でも「多様性の中の結合」がEUのモットーとされている（欧州憲法条約第I-8条）。

約により復活したことは、モネ方式への回帰を象徴している。しかし、モネ方式は共同市場、その発展型である域内市場完成計画や経済通貨同盟などの経済的プロジェクトを常に伴ってきた。それらがすべて一応完成した現在（とくにニース条約以降）、EUの目玉となるべき経済的プロジェクトは条約改正を要しないリスボン戦略を除いて、現在のところ存在しないように思われる。環境政策や司法・内務協力は域内市場から派生してきた課題にすぎない。このように、共同市場に内在する潜在的な可能性が尽きてしまったのかもしれない。その結果、フィッシャーが指摘した政治統合や民主化の見地からではなく、新たな中核的プロジェクトの不在という点で、モネ方式は新たな限界に直面しているように思われる。

【付記】 本稿は、平成19年度科学研究費補助金（基盤研究（c））（課題番号17530092）による研究成果の一部である。

図表 1

EU条約	
前文	
第Ⅰ編	共通規定
第Ⅱ編	民主主義原則に関する規定
第Ⅲ編	諸機関に関する規定
第Ⅳ編	補強化協力に関する規定
第Ⅴ編	連合の対外的行動に関する一般規定並びに共通外交及び安全保障政策に関する特別規定
第Ⅵ編	最終規定
議定書	
宣言	

（筆者作成）

図表 2

EU機能条約	
前文	
第一部 原則	
第Ⅰ編	連合権能の類型及び分野
第Ⅱ編	一般適用規定
第二部 差別禁止及び連合市民権	
第三部 連合の政策及び対内的行動	
第Ⅰ編	域内市場
第Ⅱ [Ⅰa] 編	物の自由移動
第1章	関税同盟
第2 [1a] 章	関税協力
第3 [2] 章	加盟国間における数量制限の禁止
第Ⅲ [Ⅱ] 編	農業及び漁業
第Ⅳ [Ⅲ] 編	人、サービス及び資本の自由移動
第1章	労働者
第2章	開業の権利
第3章	サービス
第4章	資本及び支払
第Ⅴ [Ⅳ] 編	自由、安全及び司法領域
第1章	一般規定
第2章	国境管理、難民庇護及び移民に関する政策
第3章	民事司法協力
第4章	刑事司法協力
第5章	警察協力

<p>第VI [V] 編 運輸</p> <p>第VII [VI] 編 競争、税制及び法の接近に関する共通規定</p> <p>    第1章 競争に関する規則</p> <p>        第1節 事業者に適用される規則</p> <p>        第2節 国家により付与される援助</p> <p>    第2章 租税規定</p> <p>    第3章 法の接近</p> <p>第VIII [VII] 編 経済及び金融政策</p> <p>    第1章 経済政策</p> <p>    第2章 金融政策</p> <p>    第3章 機関規定</p> <p>    第4 [3a] 章 ユーロを通貨とする加盟国に特有の規定</p> <p>    第5 [4] 章 経過規定</p> <p>第IX [VIII] 編 雇用</p> <p>第X [IX] 編 社会政策</p> <p>第XI [X] 編 欧州社会基金</p> <p>第XII [XI] 編 教育、職業訓練、青少年及びスポーツ</p> <p>第XIII [XII] 編 文化</p> <p>第XIV [XIII] 編 公衆衛生</p> <p>第XV [XIV] 編 消費者保護</p> <p>第XVI [XV] 編 欧州横断ネットワーク</p> <p>第XVII [XVI] 編 産業</p> <p>第XVIII [XVII] 編 経済、社会及び領域的結束</p> <p>第XIX [XVIII] 編 研究及び技術開発並びに宇宙</p> <p>第XX [XIX] 編 環境</p> <p>第XXI [XX] 編 エネルギー</p> <p>第XXII [XXI] 編 観光</p> <p>第XXIII [XXII] 編 市民災害保護</p> <p>第XXIV [XXIII] 編 行政協力</p>
<p>第四部 海外の国及び領域との連合関係</p>
<p>第五部 連合による対外的行動</p> <p>    第I 編 連合の対外的行動に関する一般規定</p> <p>    第II 編 共通通商政策</p> <p>    第III 編 第三国との協力及び人道援助</p> <p>        第1章 開発協力</p> <p>        第2章 第三国との経済、財政及び技術協力</p> <p>        第3章 人道援助</p> <p>    第IV 編 制限的措置</p> <p>    第V 編 国際協定</p> <p>    第VI 編 連合の国際機構及び第三国との関係並びに連合代表部</p> <p>    第VII 編 連帯条項</p>

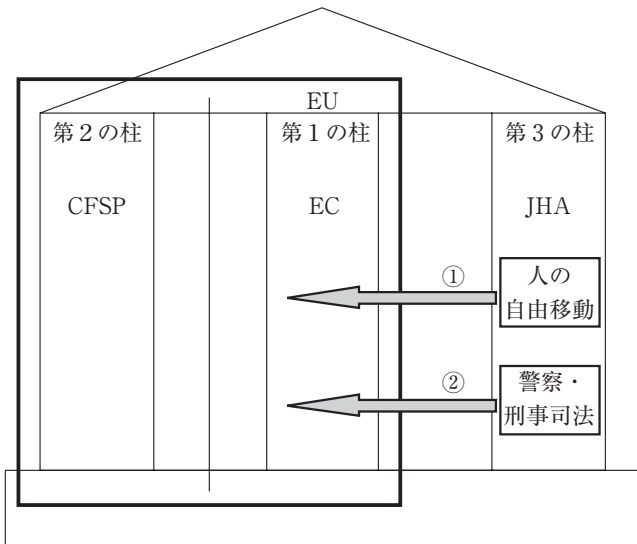
第六部 機関及び予算規定

- 第Ⅰ編 諸機関を規律する規定
  - 第1章 諸機関
    - 第1節 欧州議会
    - 第2 [1 a] 節 欧州理事会
    - 第3 [2] 節 理事会
    - 第4 [3] 節 コミッション
    - 第5 [4] 節 欧州連合司法裁判所
    - 第6 [4 a] 節 欧州中央銀行
    - 第7 [5] 節 会計検査院
  - 第2章 連合の立法措置、採択手続及びその他の規定
    - 第1節 連合の立法行為
    - 第2節 措置の採択手続及びその他の規定
  - 第3章 連合の諮問機関
    - 第1節 経済社会委員会
    - 第2節 地域委員会
  - 第4章 欧州投資銀行
- 第Ⅱ編 財政規定
  - 第1章 連合の固有財源
  - 第2章 多年度財政枠組
  - 第3章 連合の年次予算
  - 第4章 予算の執行及び解除
  - 第5章 共通規定
  - 第6章 不正対策
- 第Ⅲ編 補強化協力

第七部 一般規定及び最終規定

（筆者作成）

図表3 EUの三本柱構造の変遷



- (1) CFSP：共通外交・安全保障政策
- (2) EC：欧州共同体
- (3) JHA：司法内務協力（人の自由移動に関する政策および警察刑事司法協力）
- (4) ①：アムステルダム条約（1999年発効）により、人の自由移動に関する政策は「第1の柱」へ移行した。
- (5) ②：リスボン条約により、警察刑事司法協力も「第1の柱」へ移行する。
- (6) EUの中でECとCFSPは融合するよう見えるが、実際には質的相違がある。

（筆者作成）



図表 4

EUの権能の類型化			
類型	排他的権能	共有権能	加盟国の権能
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EUのみが立法権能を有する。</li> <li>・加盟国は授權があった場合にのみ措置を採択できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EUと加盟国が立法権能を有する。</li> <li>・加盟国はEUが権能を行使していない限度で権能を有する。</li> <li>・加盟国はEUが権能を行使することを決定した範囲で再び権能を行使する。</li> <li>・ただし、下記⑫と⑬については、EUの権能行使は加盟国の権能行使を妨げない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EUに付与されていない権能は加盟国にとどまるが、一定限度でEUとして行動できる。</li> </ul>
分野	<p>〔限定列举〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①関税同盟</li> <li>②域内市場の運営に必要な競争規則の制定</li> <li>③金融政策(ユーロ圏)</li> <li>④海洋生物資源保護(共通漁業政策)</li> <li>⑤共通通商政策</li> <li>⑥一定の国際協定の締結</li> </ul>	<p>〔主要分野を例示〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①域内市場</li> <li>②一定の社会政策</li> <li>③経済的・社会的・領域的結束</li> <li>④農漁業</li> <li>⑤環境</li> <li>⑥消費者保護</li> <li>⑦運輸</li> <li>⑧欧州横断ネットワーク</li> <li>⑨エネルギー</li> <li>⑩自由・安全・司法領域</li> <li>⑪公衆衛生上の安全に対する一定の共通関心事項</li> <li>⑫研究・技術開発、宇宙</li> <li>⑬開発協力、人道援助</li> </ul>	<p>(a) 補充的行動〔限定列举された分野で立法を行うことができるが、各国法令の調和は排除される〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①人間の健康の保護および改善</li> <li>②産業</li> <li>③文化</li> <li>④観光</li> <li>⑤教育、職業訓練、青少年、スポーツ</li> <li>⑥災害防止・救助</li> <li>⑦行政協力</li> </ul> <p>(b) 経済政策、雇用政策の調整〔立法なし〕</p> <p>(c) 共通外交・安全保障政策の策定と実施〔立法なし〕</p>

(拙稿「2004年欧州憲法条約の概要と評価」『慶應法学』第1号、2004年、60頁の図表11に加筆修正して筆者作成)

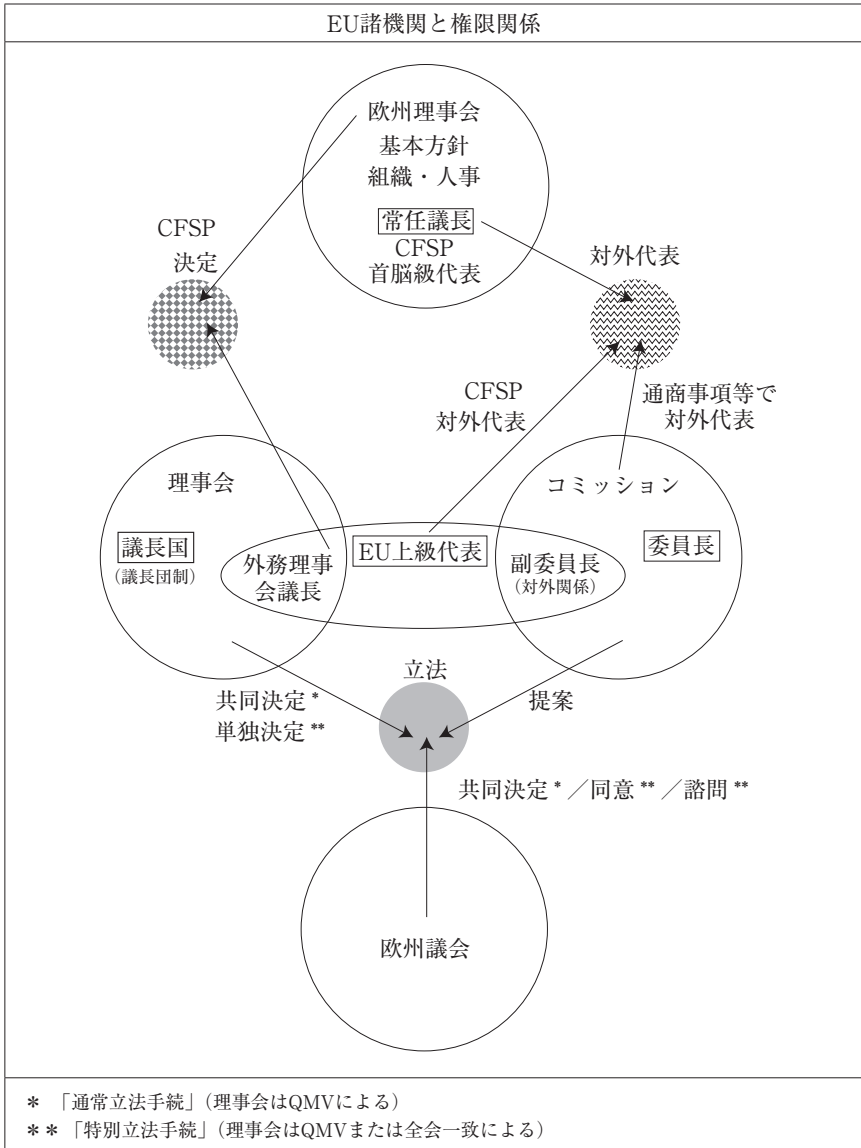
図表5 欧州理事会における票決方法と事項

票決方法	事項	条文
単純多数決	手続的問題および手続規則の採択	TFEU第235[201a]条3項
	条約の通常改正手続で諮問会議を開催しない旨の決定	TEU第48[48]条3項
特定多数決	常任議長を選出および罷免	TEU第15[9B]条5項
	コミッション委員長候補者の決定	TEU第17[9D]条7項
	コミッションの任命	TEU第17[9D]条7項
	EU外務・安全保障上級代表の任命および罷免	TEU第18[9E]条1項
	理事会の構成（総務理事会と外務理事会を除く）に関する決定	TFEU第236[201b]条
	各理事会の議長（外務理事会を除く）に関する決定	TFEU第236[201b]条
全会一致	欧州中央銀行の総裁、副総裁および4人の理事の任命	TFEU第283[245b]条2項
	加盟国によるEUの基本的価値の重大かつ継続的な違反の認定	TEU第7[7]条2項
	欧州議会の構成に関する決定	TEU第14[9A]条2項
	コミッション構成員の輪番制に関する決定	TEU第17[9D]条5項、TFEU第244[211a]条
	コミッションの定員削減数の変更	TEU第17[9D]条5項
	EUの戦略的利益および目標に関する決定	TEU第22[10B]条1項
	CFSPの策定および実施	TEU第24[11]条1項、第31[15b]条1項
	CFSP分野における特定多数決事項における特定多数決による決定に反対がある場合の同事項の決定	TEU第31[15b]条2項
CFSP事項の決定の特定多数決への移行	TEU第31[15b]条3項	

全会一致	共同防衛への移行	TEU第42[28A]条2項
	自発的脱退における脱退国への条約の適用停止までの期間の延長	TEU第50[49A]条3項
	EUの政策および対内的行動に関するEU機能条約第三部の規定の改正を簡易改正手続で行うこと	TEU第48[48]条6項
	EU機能条約およびEU条約第V編（EUの対外的行動に関する一般規定と軍事・防衛分野を除くCFSPに関する特別規定）における理事会の全会一致事項と特別立法手続事項を特定多数決および通常立法手続へ移行すること	TEU第48[48]条7項
	「欧州検察官事務所」の設置後、その権限に越境的側面を有する重大犯罪を含める決定	TFEU第86[69E]条4項
	多年度財政枠組を定める規則の採択を理事会の全会一致から特定多数決へ移行すること	TFEU第312[270a]条2項
	デンマーク、フランスおよびオランダの国または領土の地位をEUとの関係で変更する決定	TFEU第355[311a]条6項

（筆者作成）

図表6



(拙稿「2004年欧州憲法条約の概要と評価」『慶應法学』第1号、2004年、51頁の図表1に加筆修正して筆者作成)

図表7

	欧州理事会 常任議長	理事会議長国	EU外務・安保 上級代表	コミッション 委員長
任命方法	欧州理事会の特定多数決（QMV）により任命する	加盟国の輪番制 3カ国による議長国団制 （ユーロ・グループの議長国は任期2年半で選出される）	①欧州理事会がコミッション委員長との合意の下にQMVにより任命する  ②同右	①欧州理事会のQMVによる委員長候補者を欧州議会が構成員の過半数で委員長指名者として決定する ②欧州議会の投票数の過半数によるコミッション人事全体の承認の後、欧州理事会がQMVにより任命する
任期	2年半、再任可	18カ月の議長団制の下で6カ月	5年	5年
地位	国家の職務を引き受けることはできない	予め設定された3カ国が1年半議長団を構成する。 3カ国のうち1カ国が6カ月交替ですべての構成の理事会（外務を除く）の議長を務める 他の2カ国は共通プログラムに基づいて議長を補佐する	CFSPについては理事会の指示により行動する。その他については、コミッションの一員として独立性の義務	独立性の義務

任務・権限	① 欧州理事会における ・ 議事進行（投票権なし） ・ 準備と継続性確保 ・ 合意形成促進 ・ 定期および特別会合の招集 ② 欧州議会への報告 ③ CFSP分野における首脳級の対外代表（EU外務・安保上級代表の権限を尊重） ④ 条約改正諮問会議の招集	① 理事会事務局の支援を得て、理事会作業の組織化と円滑な運営を図る ② とくに総務理事会は他の構成の理事会の作業における整合性と継続性をコミッションと協力して多年度プログラムの枠内で確保するとともに、欧州理事会会合の準備とフォローアップを担う	① CFSPの指揮 ② 外務理事会議長、提案権 ③ 欧州議会との協議および情報提供等 ④ CFSP分野における対外代表 ⑤ 「拡大ペータスベルク任務」の非軍事的小よび軍事的側面の調整の確保 ⑥ コミッション副委員長として、対外関係全般の整合性を確保する	① コミッションが作業する場合の指針を定める ② コミッションの内部組織を定める ③ 副委員長（EU外務・安保上級代表以外）の任命 ④ 委員の罷免 ⑤ CFSP以外のEU対外関係における首脳級の対外代表 ⑥ 欧州理事会の構成員として会合に出席する（投票権なし）

（拙稿「2004年欧州憲法条約の概要と評価」『慶應法学』第1号、2004年、54頁の図表5に加筆修正して筆者作成）

図表8 議長国輪番予定表（理事会の全会一致により変更可能）

時期	加盟国	時期	加盟国
2007年1-6月 2007年7-12月	ドイツ ポルトガル	2014年1-6月 2014年7-12月	ギリシャ イタリア
2008年1-6月 2008年7-12月	スロヴェニア フランス	2015年1-6月 2015年7-12月	ラトヴィア ルクセンブルク
2009年1-6月 2009年7-12月	チェコ スウェーデン	2016年1-6月 2016年7-12月	オランダ スロヴァキア
2010年1-6月 2010年7-12月	スペイン ベルギー	2017年1-6月 2017年7-12月	マルタ イギリス
2011年1-6月 2011年7-12月	ハンガリー ポーランド	2018年1-6月 2018年7-12月	エストニア ブルガリア
2012年1-6月 2012年7-12月	デンマーク キプロス	2019年1-6月 2019年7-12月	オーストリア ルーマニア
2013年1-6月 2013年7-12月	アイルランド リトアニア	2020年1-6月 -	フィンランド -

（Annex, Council Decision determining the order in which the office of President of the Council shall be held [2007] OJ L 1/12に基づき筆者作成）

図表9

理事会における特定多数決（QMV） <sup>1)</sup>					
2014年10月31日まで 三重多数決制 （ニース条約におけるQMV）					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     345票中255票 + 構成員の過半数<sup>1)</sup> + 全人口の62%<sup>2)</sup> </div>					
成立下限票 = 73.91% ブロッキング・マイノリティ = 91票					
2014年11月1日～2017年3月31日 経過期間					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     原則：二重多数決制（下記参照）                 </div>					
しかし、理事会構成員の要請があれば、上記のQMVで決定がなされる。					
2017年4月1日以降 二重多数決制					
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">国票</th> <th style="width: 50%;">人口票</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">                             加盟国数<sup>3)</sup>の55%以上<sup>4)</sup>                              （15カ国以上）                         </td> <td style="text-align: center;">                             EU全人口<sup>3)</sup>の65%以上                         </td> </tr> </table>	国票	人口票	加盟国数 <sup>3)</sup> の55%以上 <sup>4)</sup> （15カ国以上）	EU全人口 <sup>3)</sup> の65%以上	
国票	人口票				
加盟国数 <sup>3)</sup> の55%以上 <sup>4)</sup> （15カ国以上）	EU全人口 <sup>3)</sup> の65%以上				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     ブロッキング・マイノリティ                      4カ国以上（+人口35%超）<sup>5)</sup> </div>					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     イオニア・メカニズム<sup>6)</sup>                      ① 2017年3月31日まで                      ブロッキング・マイノリティを構成する票数につき、                      国数で75%以上または人口で75%以上を意味する                      理事会構成員がQMVの行使に反対の意を表明するとき、                      合理的期間内、審議を続けなければならない。                      ② 2017年4月1日より                      国数の55%以上または人口の55%以上、に変更される。                 </div>					
(注1) TEU第16[9C]条4項、TFEU第238[205]条2、3項、経過議定書・宣言。 (注2) コミッションの提案に基づくことが要求されない場合、構成員の3分の2。 (注3) 人口条項に基づく検証は任意である。 (注4) オプトアウト分野等の場合は、参加国のみ算入。 (注5) コミッション（又はEU外務・安保上級代表）の提案によらない場合は、加盟国数の72%以上。 (注6) オプトアウト分野等の場合は、参加国人口合計の35%超に当たる国数 + 1カ国。 (注7) この変更又は廃止には、事前に欧州理事会のコンセンサスが必要。					

（筆者作成）

図表10 コミッションの輪番制におけるグループ分け

グループ	A	B	C
国, 人口 (百万), 地理的位置	ドイツ(82.5) C スペイン(43.8) S ベルギー(10.5) C チェコ(10.3) C ブルガリア(7.7) E フィンランド(5.3) N アイルランド(4.2) W ラトヴィア(2.3) E マルタ(0.4) S	フランス(60.9) W ポーランド(38.1) E オランダ(16.3) C ギリシャ(11.1) S ハンガリー(10.1) E オーストリア(8.3) C デンマーク(5.4) N リトアニア(3.4) E キプロス(0.8) S	イギリス(60.4) W イタリア(58.8) S ルーマニア(21.4) E ポルトガル(10.6) S スウェーデン(9.0) N スロヴァキア(5.4) E スロヴェニア(2.0) C エストニア(1.3) E ルクセンブルク(0.5) C
人口合計	1 億6700万人	1 億54440万人	1 億6940万人
地理的分布 N	1	1	1
W	1	1	1
S	2	2	2
E	2	3	3
C	3	2	2

Nは北、Wは西、Sは南、Eは東、Cは中央を示す。3グループのうち順次2グループからコミッション構成員が任命される。人口440万人のクロアチアは、地理的バランスのゆえにAグループか、または、人口的バランスのゆえにBグループに入る。人口205万人のマケドニアも同様である。しかし、トルコのような大国が加盟する場合には、全体的変更が必要とされる。

(出所：The Treaty of Lisbon: Implementing the Institutional Innovations, Joint Study by CEPS, EGMONT and EPC, November 2007, p. 30)



図表11 欧州議会議席の再配分

加盟国	2009年までの議席配分	2009-14年の議席配分	増減
ドイツ	99	96	- 3
フランス	78	74	- 4
イギリス	78	73	- 5
イタリア	78	72	- 6 + 1 (議長枠)
スペイン	54	54	0
ポーランド	54	51	- 3
ルーマニア	35	33	- 2
オランダ	27	26	- 1
ギリシャ	24	22	- 2
ポルトガル	24	22	- 2
ベルギー	24	22	- 2
チェコ	24	22	- 2
ハンガリー	24	22	- 2
スウェーデン	19	20	+ 1
オーストリア	18	19	+ 1
ブルガリア	18	18	0
デンマーク	14	13	- 1
スロヴァキア	14	13	- 1
フィンランド	14	13	- 1
アイルランド	13	12	- 1
リトアニア	13	12	- 1
ラトヴィア	9	9	0
スロヴェニア	7	8	+ 1
エストニア	6	6	0
キプロス	6	6	0
ルクセンブルク	6	6	0
マルタ	5	6	+ 1
27カ国	785	750	- 35

(出所：Composition of the European Parliament after European elections in June 2009, 12 October 2007 (available at [http://www.europarl.europa.eu/news/expert/infopress\\_page/008-11449-283-10-41-901-20071008IPR11353-10-10-2007-2007-false/default\\_en.htm](http://www.europarl.europa.eu/news/expert/infopress_page/008-11449-283-10-41-901-20071008IPR11353-10-10-2007-2007-false/default_en.htm), accessed 22 January 2008))

図表12

コミッション（委員長）の任命手続	
①	欧州理事会は、 欧州議会の選挙結果を踏まえ、かつ、欧州議会と協議した後、 QMVにより、 委員長候補者を欧州議会に提案する。
②	欧州議会は 構成員の過半数により 候補者を委員長指名者として選出する。 (否決の場合は、(欧州理事会が) 1 カ月以内に新たな候補者を提案)
③	(1) 理事会は、 加盟国の提案に基づき、 委員長指名者との共通の合意により、 QMVにより、 委員として任命する意向である者のリストを採択する。 (2) 欧州議会は、 投票数の過半数により、 委員長、EU外務・安全保障上級代表および他の委員に一体として同意する。
④	欧州理事会は、 欧州議会の同意に基づき、 QMVにより、 コミッションを任命する。

(拙稿「2004年欧州憲法条約の概要と評価」『慶應法学』第1号、2004年、61頁の図表12に加筆修正して筆者作成)

図表13

補強化協力の発動要件 (TEU第20[10]条1、2項、TFEU第326[280A]条、第327[280B]条、 第328[280C]条1項)
<ul style="list-style-type: none"> <li>① EUの非排他的権能の枠内にあること</li> <li>② EUの諸目的の推進、EUの利益の保護および統合プロセスの強化を目的とすること</li> <li>③ すべての加盟国に何時でも開放されていること（コミッションおよび参加国は、できる限り多数の加盟国が参加するようにすること）</li> <li>④ 最後の手段としてのものであり、当該協力がEU全体では合理的期間内に達成できないこと</li> <li>⑤ 少なくとも9カ国が参加すること</li> <li>⑥ EU条約およびEU機能条約ならびにEU法に適合していること</li> <li>⑦ 域内市場、経済的・社会的・領域的結束を損なわないこと</li> <li>⑧ 加盟国間の貿易における障壁または差別を構成しないこと</li> <li>⑨ 加盟国間の競争を歪曲しないこと</li> <li>⑩ 参加しない加盟国の権能、権利および義務を尊重すること</li> </ul>

(拙稿「2004年欧州憲法条約の概要と評価」『慶應法学』第1号、2004年、56頁の図表7に加筆修正して筆者作成)

図表14

補強化協力の発動手続 (TEU第20[10]条2項、TFEU第329[280D]条)	
通常分野（排他的権能とCFSP以外）	CFSP
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 関係加盟国によるコミッションへの要請（範囲および目的の特定）</li> <li>② コミッションによる理事会への提案（提案しない場合は、理由を通知）</li> <li>③ 欧州議会の同意</li> <li>④ 理事会のQMVによる決定（補強化協力発動の許可）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 関係国による理事会への要請</li> <li>② EU外務・安保上級代表およびコミッションへの送付</li> <li>③ EU上級代表はCFSPとの整合性、また、コミッションはとくにEUの他の政策との整合性について意見を述べる</li> <li>④ 欧州議会への情報提供</li> <li>⑤ 理事会の全会一致による決定（補強化協力発動の許可）</li> </ul>

(拙稿「2004年欧州憲法条約の概要と評価」『慶應法学』第1号、2004年、56頁の図表7に加筆修正して筆者作成)

図表15

補強化協力発動後に関する規定	
<p>① 理事会のすべての構成員が審議に参加できるが、補強化協力参加国のみが投票に参加する（TEU第20[10]条3項）</p> <p>② 補強化協力の枠内で採択された措置は、参加国のみを拘束する一方、EU加盟候補国が受諾すべきアキ（the <i>acquis</i>）とはみなされない（TEU第20[10]条4項）</p> <p>③ 参加しない加盟国は、参加国による補強化協力の実施を妨げてはならない（TFEU第327[280B]条）</p> <p>④ コミッション（および適切な場合にはEU外務・安保上級代表）は、欧州議会および理事会に補強化協力における進展に関して定期的に通知する（TFEU第328[280C]条2項）</p> <p>⑤ 諸機関に伴う行政的経費以外の、補強化協力の実施から生じる支出は、参加国が負担する（理事会の全構成員が欧州議会と協議の後、全会一致で別の決定を行うことができる）（TFEU第332[280G]条）</p> <p>⑥ 補強化協力に関連して適用される条約規定が全会一致／特別立法手続による決定を規定している場合（軍事・防衛的含意を有する場合を除く）、理事会は参加国の間でQMV／通常立法手続による決定に移行させることができる（TFEU第330[280E]条）</p> <p>⑦ 理事会およびコミッションは、補強化協力に関連して行われる諸活動の整合性およびそれらの諸活動のEUの諸政策との整合性を確保し、そのために協力する（TFEU第334[280I]条）</p>	

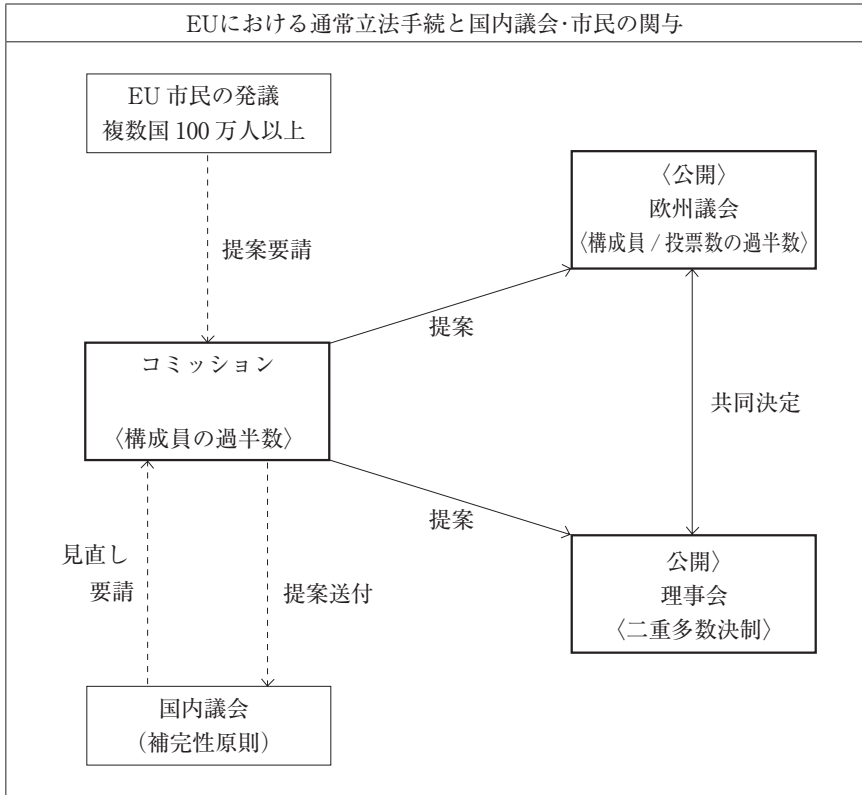
（拙稿「2004年欧州憲法条約の概要と評価」『慶應法学』第1号、2004年、56頁の図表7に加筆修正して筆者作成）

図表16

補強化協力への後時参加手続	
通常分野（TFEU第331[280F]条1項）	CFSP（TFEU第331[280F]条2項）
<p>① 後時参加希望国による理事会およびコミッションへの通告</p> <p>② コミッションは、通告受領後4カ月以内に当該国の参加を承認する（必要な場合には経過措置を定める）</p> <p>③ 参加条件が充足されていない場合、コミッションは条件充足のための取りきめと期限を設定して再審査を行う</p> <p>④ 再審査後においても参加条件が充足されていない場合、当該国は理事会に問題を付託することができる</p> <p>⑤ 理事会は既存参加国のみが投票を行うQMVにより決定を行う（コミッションの提案に基づき移行措置を採択することができる）</p>	<p>① 後時参加希望国による理事会、EU外務・安保上級代表大臣およびコミッションへの通告</p> <p>② 理事会は、EU上級代表と協議した後、当該加盟国の参加を承認する（EU上級代表の提案に基づき、必要な経過措置を定めることができる）</p> <p>③ 参加条件が充足されていない場合、理事会は条件充足のための取り決めと期限を設定して再審査を行う。</p> <p>④ 理事会は既存参加国の全会一致により決定を行う</p>

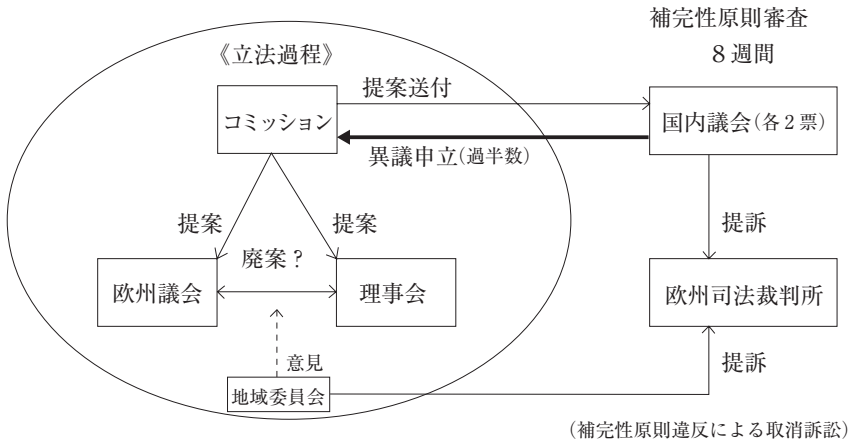
（拙稿「2004年欧州憲法条約の概要と評価」『慶應法学』第1号、2004年、57頁の図表8に加筆修正して筆者作成）

図表17



(拙稿「2004年欧州憲法条約の概要と評価」『慶應法学』第1号、2004年、52頁の図表2に加筆修正して筆者作成)

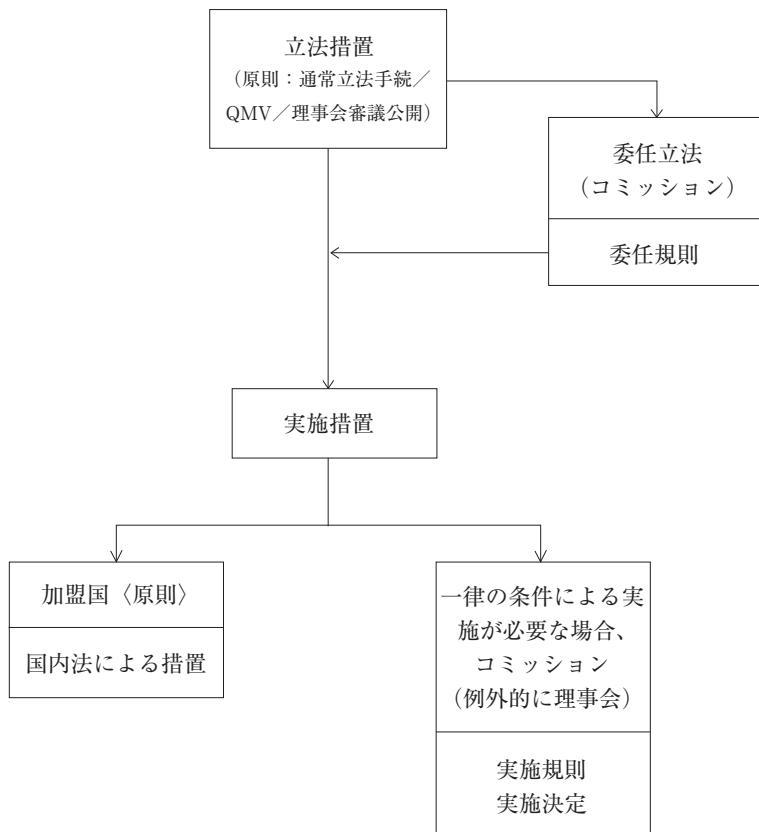
図表18 補完性原則に基づく国内議会によるEU立法の監視（通常立法手続の場合）



- (1) 各国議会の異議申立票が全体の過半数になれば、コミッションに立法提案の見直しを要請することができる。
- (2) それにもかかわらず、コミッションは立法提案を正当化して維持することができる。
- (3) 欧州議会と理事会は、通常立法手続の第1読会終了前に、立法提案が補完性原則に適合しているかどうかを審査する。
- (4) 理事会構成員の55%の多数または欧州議会の投票数の過半数により、補完性原則に適合していないと判断されるならば、立法提案は廃案とされる。
- (5) 補完性原則に適合していると判断され、法案が可決された場合、国内議会は自国政府を通じて、また、EUの諮問機関である地域委員会は当該立法に関与したとき、EU司法裁判所に補完性原則違反を理由に取消訴訟を提起することができる。

(庄司克宏「リスボン条約とEUの課題－「社会政策の赤字」の克服に向けて」、『世界』第776号(2008年3月号)、212頁)

図表19 委任立法および実施措置に対するコントロール



(拙稿「2004年欧州憲法条約の概要と評価」『慶應法学』第1号、2004年、53頁の図表4に加筆修正して筆者作成)